

平成31年第2回ニセコ町議会定例会 第1号

平成31年3月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 平成31年度町政執行方針
- 6 平成31年度教育行政執行方針
- 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 8 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
(提案理由の説明)
- 9 議案第 2号 財産の処分について
(提案理由の説明)
- 10 議案第 3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 11 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 12 議案第 5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 18 議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

20 議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

21 議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算

(提案理由の説明)

22 議案第15号 平成31年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算

(提案理由の説明)

23 議案第16号 平成31年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算

(提案理由の説明)

24 議案第17号 平成31年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算

(提案理由の説明)

25 議案第18号 平成31年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算

(提案理由の説明)

26 議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

(提案理由の説明)

○出席議員(10名)

1番 木下 裕三

2番 浜本 和彦

3番 青羽 雄士

4番 斉藤 うめ子

5番 竹内 正貴

6番 三谷 典久

7番 篠原 正男

8番 新井 正治

9番 猪狩 一郎

10番 高橋 守

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	片山 健也
副町	長	林 知己
会計管理者		千葉 敬貴
総務課長		阿部 信幸
総務課参事		黒瀧 敏雄
企画環境課長		山本 契太
税務課長		芳賀 善範
町民生活課長		横山 俊幸
保健福祉課長		折内 光洋

農政課長	福村一広
農業委員会事務局長	藤田明彦
国営農地再編推進室長	前原明功
商工観光課長	高瀬達矢
建設課長	石山康幸
上下水道課長	桜井幸
総務係長	馬淵弘
財政係長	小菊地
代表監査委員	加藤紀
教育長	佐藤寛
学校教育課長	高田生
町民学習課長	酒井葉
学校給食センター長	荒木隆
幼児センター長	
農業委員会長	

○出席事務局職員

事務局長	佐竹祐子
書記	中野秀美

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、新井正治君、9番、猪狩一郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの9日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬渕淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と平成30年度定例監査の結果報告、日米地位協定を見直す会から全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める、一般財団法人日本熊森協会から奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）

で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書、靖国神社国営化阻止道民連絡会議ほかから日本国憲法の尊重・養護に関する要請、沖縄弁護士会から「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」について、それぞれ受理していますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第2回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告をさせていただきます。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長。

行政報告書1枚目をめくっていただきまして、まず総務課の関係であります、新年交礼会を1月7日、ニセコ町民センターで開催させていただいております。

2として叙勲の関係であります、千葉二郎氏に旭日単光章の叙勲がありました。千葉二郎さんにおかれましては、昭和54年からニセコ町議会議員、58年から建設常任委員会委員長、62年から平成3年まで副議長という大変大きな職の仕事をしていただきまして、またあわせて本町の現在の酪農の基礎を築かれたということで、酪農振興にも大変ご尽力いただいた方であります。平成4年1月にニセコ町自治功労者として表彰させていただいたところであり、叙勲に関しまして心からお祝いを申し上げたいと思います。

次、その下、3として羊蹄山ろく消防組合会議、それぞれ記載のとおり開催をしておりますが、2月4日は、倶知安町長がかわりまして文字一志さんが組合の管理者となるということで、以下羊蹄山ろく等も全て現在の倶知安町長の名前変更ということで開催をさせていただいたところであり、

以下、各会議等、記載のとおりとなっております、次のページ、2ページ目であります、上段、7として北海道オリパラの会常任幹事会が1月21日、道赤れんが庁舎で開催されており、副町長が出席をしております。

その下、9として市町村長政策研究会、ゴジカラ村視察ということで、2月14日、愛知県長久手市で記載のとおり行っておりますが、これは北海道内の市町村長の政策研究会でありまして、今回初めて道外の施設を見学するというので視察しております。このゴジカラ村というのは、保育所などの子育て支援施設、それから特別養護老人ホームなどの高齢者施設が混在し、世代間のさまざまな交流が行われている大変すばらしい施設でありまして、多くの地域のボランティアも巻き込ん

だ運営をされているということで、大変勉強になったところでもあります。今後また教育関係含めてこういったものを見ていただいて、ニセコ町にそういったノウハウを導入できればというふうに考えているところでもあります。

その一番下であります、11としてニセコ町役場新庁舎の建設ということで、(1)として議員協議会の開催、あるいは次のページ、3ページ目ではありますが、(2)として第10回目となる新庁舎建設検討委員会を記載のとおり開催させていただいたところでもあります。

また、その下、12の泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告ということで、12月4日からそれぞれ7回にわたって2月15日まで、記載のとおり泊原子力発電所の状況について説明を受けてきたところでもあります。

また、4ページ目の13ではありますが、泊地域連絡会議に関する報告ということで、担当の者出ておりますが、泊原子力発電所の安全対策の状況について、特に電源設備、消火器凍結等の事故が多発していることに対し、今後の対応として職員間の情報共有の徹底と危機管理意識の向上に努め、事故などが発生した場合はしっかりと情報公開に努めるという説明を受けてきたところでございます。

また、その下、14として原子力防災対策に係る北海道原子力安全対策部局との懇談ということで、1月25日、北海道総務部の危機管理監、橋本管理監がお越しになられまして、現在の状況等の説明がありました。この中で、活断層などの調査が今後さらに必要になっており、安全対策には相当の期間を要するというお話がありました。

その下、15としてニセコ町原子力防災訓練の実施ということで、冬季要素訓練というのを2月4日に行っているところでもあります。

次、5ページ目をめくっていただきまして、16番としてニセコ町地域防災強化セミナーということで、1月26日、ニセコ町民センターにおいて開催をさせていただいております。「災害と向き合う自助とは」ということで、DOはぐという避難所運営ゲーム等についてもNPO法人日本防災士会常任理事の横内様のご指導で開催させていただいたところでもあります。

その下、中段以降ではありますが、19として株式会社カナモト様との災害時における機器供給の協力に関する協定を1月31日に締結させていただいております。また、20として建成興業株式会社との災害時における機器供給の協力に関する協定を2月28日に結ばせていただいております。

次のページ、6ページ目ではありますが、21として停電の発生ということで、2月1日、記載のとおり停電が発生し、ラジオニセコ等で周知をさせていただいたということでございます。

中段ではありますが、22として自衛官募集相談員委嘱式及び自衛隊入隊予定者山麓・岩宇・南後志地区合同激励会が2月18日に倶知安町で開催をされておりまして、ニセコ町から4人の入隊を見ております。こういった崇高な理念に基づいて入隊される若者に賛辞を送りたいというように思っております。

その下、23として土地の寄附ということで、記載のとおり宇曾我、4,040平方メートルについてご寄附をいただいているところでもあります。

次、ページめくっていただきまして企画環境課の関係であります。後志広域連合の状況というこ

とで、記載のとおり、それぞれ会議が開催されているところでもあります。

また、その下、中ほどであります、3として北海道新幹線及び高速道路の建設促進ということで、それぞれ勉強会あるいは幹事会が開催されたところでもあります。

4として、その一番下であります、まちづくり基本条例第4次改正検討についてということで、3月1日、条例改正に関しての審議結果についての答申を受けております。内容につきましては、委員さんの中でいろいろ意見交換をさせた中で、今回については条例改正ではなく、その運用や個別に指摘する事項を中心に答申をいただいたところでもあります。1点目がまちづくり基本条例の条例を風化させず、一層の浸透を図る取り組みをせよということであります。それから、2点目については、コミュニティーのあり方についてさらに検討を進めてほしいというようなことでもあります。また、3点目としては情報伝達のあり方ということで、さまざまな行政からの情報伝達についてのご意見を賜っております。また、4点目として意見、要望、苦情等への対応義務などについてということで、苦情等の対応記録簿の有効活用等について意見をいただいております。また、5番目として、補助金等の活用にあつた情報共有についてのご意見をいただいております、今後これらの答申を受け、さらに精度を上げるよう努力してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次、8ページ目であります、5としてShiriBeshi留学、通称ニセコ留学というものがこれまで振興局を中心に大変なご尽力をいただいております、2月21日にはニセコ町民センターで中間まとめの懇談会が行われたというようなことでもあります。

次、6番目、地域おこし協力隊募集フェアへの出展ということで、それぞれ1月20日から2月3日まで、記載のとおり出展をさせていただいているというような状況であります。

7番目として平成31年度採用地域おこし協力隊の募集及び応募状況、記載のとおりとなっております、16人を募集してありますが、応募者は12名でありまして、このうち内定辞退等ありまして、全体では現在9人の内定をしているというような状況でありまして、一応今現在は5月1日からの着任という予定で動いております。

その下、現役の地域おこし協力隊の継続活動評価会が2月22日行われておりまして、5人の方々については大変優秀で、継続妥当という結論を得ているところでもあります。

次、9ページ目であります、9番目としてSDGsに係る取り組みについてということで、まちづくり町民講座が1月16日、ニセコ町民センターで記載のとおり開催されております。また、NISEKO生活・モデル地区構築事業の住民説明会が12月11日に2回、それから2月10日に1回ということで合計3回説明会を開催し、意見交換をさせていただいたというような状況であります。その下、(3)としてSDGsモデル事業推進協議会準備会の開催ということで、12月10日、1月16日にそれぞれ記載のとおり開催をさせていただいております。また、その下、(4)であります、広報ニセコで特集記事で住民の皆さんにもお知らせをしたところがございます。

次、10ページ目であります、(5)として町内事業者向け高断熱・高气密住宅研修会の実施ということで、2月19、20日、七飯町、北斗市に大変高断熱、高气密の住宅があるということで、その先進的な取り組みを3カ所視察したということであります。今後こういったノウハウを地元事業

者が得て、地元で経済を回すということにつなげていきたいというふうに考えているところであり
ます。その下、(6)であります、第1回地方創生SDGs国際フォーラムへの登壇、参加とい
うことで、日経ホールで行われたこのフォーラムでニセコのSDGsの取り組み等の発表をさせて
いただいたところでもあります。また、その下の(7)として環境道民会議設立20周年記念のSDG
sフォーラムへ担当課長が出席をして、ニセコ町の情報を伝達させていただいたというふうな状況
であります。

10番目として第29回環境審議会、これが1月14日、環境に関する主な取り組みや第2次環境モデ
ル都市アクションプランほかについてのご審議をいただいたところでもあります。

その一番下であります、11として環境モデル都市ワーキンググループということで、12月20日、
東京で開催され、それぞれ担当が出席をしております。

次、11ページ目、それぞれ参加した会議、記載のとおりとなっております。11ページ目の中ほど、
14として地熱開発理解促進関連事業についてということで、1月18日、第2回ニセコ・蘭越地区地
熱資源利活用協議会が開催されております。

また、その下、15としてエネルギー構造高度化・転換理解促進事業ということで、第2次環境モ
デル都市アクションプランに関する住民説明会を1月15日、ニセコ町民センターで開催させていた
だいております。

次のページ、12ページ目であります、上段、16としてニセコ町クールチョイス推進事業という
ことで、「ニセコの未来に向けたクールチョイスとは？高校生とともに考えてみませんか？」とい
うことで、12月12日、ニセコ高校観光実習室で記載のとおり開催されたところでもあります。

その下、17として地方公共団体実行計画（事務事業編）強化事業ということで、記載のとおり地
球温暖化防止のための排出抑制について議論をし、この強化に取り組んでいるというような状況で
ございます。

その下、18であります、ニセコ町水資源保全審議会、第2回審議会が12月26日開催されており、
地下水保全条例に係る開発案件についてご審議をいただいたところでもあります。

その下、19としてニセコ中央倉庫群に係る指定管理者の募集状況であります、平成31年4月1
日から3年間ということで募集したところ、応募1社があつて、その下にありますとおり指定管理
者選定委員会を2月6日、2月25日、それぞれ開催をいただいてご審議をいただいたというよう
な状況であります。

次に、13ページ目であります、20として国際交流事業の実施状況、国際交流員を中心として記
載のとおりさまざまな取り組みが行われております。第5回絵本ワールドが2月2日、ワールドカ
フェが1月19日と2月23日、英会話Talk!がそれぞれ記載のとおり4回、楽しい中国語教室も
記載のとおりそれぞれ開催され、マイ・クワイア、合唱を通じて英語を身につけようというよう
なことも3回ほど開催させていただきました。また、日本語教室の初級が7回、それから14ページ目
に記載のとおり、日本語教室の中上級、これが6回開催されております。

また、その下であります、(2)としてグローバルサポーター派遣ということで、国際交流員
がそれぞれ倶知安町、岩内、蘭越、積丹町へ派遣されております。

14ページ目の（3）であります、近藤小学校での多言語読み聞かせということで、2月13日、記載のとおり開催されております。

また、（4）として国際交流員によるその他の事業ということで、記載のとおりであります、ラジオニセコへの出演等で広く国際交流の熟度を高めていただいているというような状況であります。

その下、（5）、JICAの視察対応ということで、2月6日、ドミニカ共和国などから7名の皆さんが来られて、観光についての勉強をされております。

次、その下、21であります、不審メールの対応ということで、2月28日23時50分の時刻に町のホームページに不審メールが届きまして、朝から倶知安警察等と連携をとりながら周知、対応したということでございます。警察の方は、愉快犯ということで騒ぎになることを楽しんでいる、そういう人が最近ふえているということで、ニセコ町以外でも同様のメールが道内あるいは道外にも多く送られているということであります。

22番目としてコミュニティFM事業の実施状況ということで、（1）として東山ヘリポート発進所へ停電監視装置を12月に設置しております。また、防災ラジオ300セット分のニッケル水素充電電池の備蓄を行っているというような状況で、以下記載のとおりとなっております。

15ページ目であります、24として広報紙の特集について、それぞれ記載のとおりとなっております。

25番目、地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、平成30年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

16ページであります、26としてふるさとづくり寄附について、記載のとおりとなっております、2月13日現在2,841万8,953円の寄附をいただいているところであります。

27番目として、その下、ふるさと住民票について、2月13日現在32名の方がふるさと住民登録をされているというふうな状況であります。

次、ページめくっていただきまして、28としてニセコ中央倉庫群の利用状況ということで、記載のとおりとなっております。特に大きなイベントが今年度、前年から見て少なくなって、全体の利用者が減っているというような状況であります。

その下、29が防災ラジオの貸し出し率ということで、貸し出し率は記載のとおりとなっております。

18ページ目を見ていただければ、30として行政視察の受け入れ状況というふうに書いておりますが、29年度累計と30年度について記載のとおりとなっております。大変申しわけありませんが、この表の中で表の下から2つ目の2行であります、2018年1月25日、2018年2月5日とありますが、これは大変申しわけありません。2019年の間違いでありますので、2019年にこの2行、後段の1月25と2月5日を訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

次、19ページ目めくっていただきまして、税務課の関係であります、町税の収納状況について平成31年2月末現在の状況を記載させていただいております。町税のところでは、平成30年町税の予算現額、これは当初予算変わっておりませんが、7億7,200万円ほどということになっております。

現在調定額で9億2,000万円、収入額で8億9,400万円ということで、収入額では1億2,200万円ほど増というふうになってございます。国民健康保険税、その下に表ありますが、これも予算現額、当初予算額ですが、1億6,700万円ということになっておりまして、現在収入額が1億7,200万円ということで450万円ほど増ということになっています。

その下、租税教室の実施ということで、12月12日、ニセコ小学校において、ニセコ小学校6年生、近藤小学校の5、6年生に対しまして租税に関する価値ということも含めた教室を行ったところでございます。

次、20ページ目ではありますが、町民生活課の関係であります。平成31年度のニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、2としてマイナンバーカードの交付状況、1月末現在ではありますが、記載のとおりとなっております。

その下、3として一般廃棄物の処理状況等、ごみ収集の実績、それからごみの埋め立て量の実績というふうに記載していただいておりますので、ごらん賜ればありがたいと思っております。海外からの皆様や一時的に滞在される方も増加しつつあり、ごみの分別の周知が大変重要となってきておりまして、地域からの情報に基づいて現在鋭意担当職員のほうで英語版の配布や訪問周知などを実施しているところでございます。

次、21ページ目ではありますが、4として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議がそれぞれ記載のとおり3回開催されているところであります。この中で特に3回目の会議におきましては、これまで平成28年3月からそれぞれの浄化槽施設に、M I C S事業と通常言われておりますが、合併浄化槽汚泥あるいは生し尿の処理、こういったものを処理する施設をあわせて附属できないかということで、これまで7つの方式の検討を行ってまいりました。もう既に容量が多くてできない町村もあり、これらで組み合わせをいろいろパターンを考えて、7つの方式の具体的な検討あるいは事業費の検討を行ってまいりましたが、そもそも現在倶知安町、ニセコ町を初め、余裕が余りないところが多くて、実際上は経費、あるいは管理に膨大な時間がかかるということで、新たに現在の処分場の場所に新たな施設を建てかえるという方向で今後検討していこうということになってございます。今年度中の早い時期にその結論を得て進むということになっているというような状況でございます。

次に、その下、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会、2月20日開催されておりますが、これまで何度も要望しているとおり、法定検査と地元の事業者さんの委託によって同様の内容の浄化槽の清掃が行われているわけではありますが、法定検査の二重性といいますか、わざわざ来ていただいて多額の経費を払うということではなくて、地元事業者の方に法定検査を任せることができないかということで強く要請活動を行っていくということで昨年から動いておりますが、さらに今年度再度そのことについて情報収集しつつ進めようということの結論を得ております。

その下、地域コミュニティセンター等指定管理者代表者懇談会が12月4日、役場で行われまして、地域コミュニティセンターの状況につきまして出された修繕等の意見については今般予算化をさせていただいたところであります。

その下、7として西富地区町民センターの建てかえに係る意見交換会を12月10日、地域の皆さんと懇談を行ったというような状況であります。

次、22ページ目であります。8として防犯対策についてということで、以下記載のとおりとなっておりますが、(1)としてニセコ町防犯協会委員研修会、12月20日、同日終了後、倶知安警察署長にもご来町いただいて、歳末特別警戒パトロールを市街地において行ったところであります。

以下、定例行政相談、それから10として無料法律相談会の開催ということで、記載のとおり無料法律相談会5回開催されておまして、合計10件の相談が寄せられているというような状況でございます。

野犬掃討以下、記載のとおりとなっております。

次、23ページ目であります。保健福祉課の関係であります。国民健康保険審議会が12月3日開催されております。

また、その下、2として社会福祉委員、民生委員会が12月6日と2月14日、それぞれ開催させていただいております。

その下、3としてニセコハイツ等の入居状況ということで、ニセコハイツ、きら里、それぞれ記載のとおりとなっております。

4として年末年始子ども会の開催ということで、12月31日から1月6日までの6日間、観光関連に従事する方のお子さんがなかなか預ける場所がないということがあって、子育てママの会の皆さんを中心として子ども会を通じて遊びの場を提供しようということで、20世帯32名の皆さんが参加、延べ95名ということで、曽我活性化センターを使わせていただいて開催をされたところあります。今後状況等を見ながら、町としてもしっかりとこういった自主的な動きの支援をしてみたいというふうに考えているところであります。

その下、5として健康運動教室の開催ということで、それぞれ開催をさせていただいたところあります。

6番目として保健委員会会議の開催ということで、2月26日、女性の体に関する講演会を行っておりまして、なみうち助産院の波内助産師さんからご講演をいただいたということであります。

次、24ページ目であります。7として地区巡回健康教室を記載のとおり実施しております。

以下、虫歯予防教室、幼児食教室をそれぞれ記載のとおり開催し、その下、10として各種健康診査の実施状況ということで、乳児健診、5歳児健康診査、1歳6カ月児、3歳児健康診査、それから一番下であります。11として産後ケア相談事業、4月から2月まで、延べ48名の皆さんが相談を受けているというような状況であります。

次、25ページ目であります。12として平成30年度地域包括支援センターの運営状況、記載のとおりとなっております。介護相談が72件、関係機関との調整が223件、訪問件数642件ということになっております。また、地域ケア、サービス調整ということで地域ケア会議が11回、デイサービススペース検討会が6回、それぞれ開催をされています。

(3)として介護予防事業ということで、アからオまで、それぞれ記載のとおり、元気づくりモデル地区支援事業、高齢者声かけ支援事業、貯筋教室、すこやか健康教室、介護予防料理教室、そ

れぞれ記載のとおりとなっております。

また、(4)として家族介護支援事業ということで、5回、家族介護交流会が開催されております。

また、その下、(5)として介護予防プランの作成であります。32人の方の利用があつて、作成件数は220件ということになっております。

26ページ目であります。介護予防ケアマネジメント事業ということで、記載のとおり42名の方に利用していただいております。この件数は288件ということになっております。

その下、(7)として救急情報キットの配布状況、記載のとおりとなっております。

次、その下、農政課の関係であります。1として平成30年度2号補正ということで、記載のとおり、担い手の育成、農業用機械の導入支援ということで6件、1億300万円、国からの補助額が4,800万円ということで内報を受けております。

また、その下、2として平成30年度2号補正ということで、畑作構造転換事業の採択ということで、これについても内報を受けておまして、3団体で4,000万円、補助額では2,000万円ということになっているところであります。

次、27ページ目であります。3として経営所得安定対策の実施状況ということで、町内農業者87経営体に記載のとおり、表のとおりとなっております。1億7,100万円ということで直接支払い等の交付金が出るということになっております。

その下、5としてニセコ地区林業懇談会、1月29日にニセコ町民センターで開催させていただいております。

その下、6としてニセコ町の堆肥センターの1月末の運営状況が記載のとおり書かれております。今後また堆肥センターの将来像につきましては検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

28ページ目であります。7として平成30年度有害鳥獣被害防止対策支援事業、設備整備については7件、それぞれ電気柵、爆音器、記載のとおりであります。また、狩猟免許試験につきましては7件、うち農業者6件ということで、狩猟免許をお取りいただいております。これらの捕獲実績につきましてはカラス以下記載の表のとおりとなっております。鹿が8頭、タヌキが49頭、アライグマ152頭、こういった状況となっており、今後とも鳥獣被害対策についてはさらに強化をしていかなければならないものというふうに考えております。

それでは、続きまして国営農地再編推進室の関係であります。国営緊急農地再編整備事業につきましては、農業者の皆さんの大変なご尽力、ご協力のもとに推進させていただいております。東部工区、南西部工区、そして次のページになりますが、川北工区につきましてはそれぞれ換地の委員会を開催させていただいたところであります。

次に、その下であります。農林水産省によります農業農村整備に関する説明会が2月12日、記載のとおり開催をされております。

また、3として土地改良事業団体連合会の後志支部の理事会、全体会です。これも記載のとおり開催をされたということでもあります。

次に、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏マネージャー担当者会議が記載のとおり、12月20日以降4回開催されております。

また、その下、2として幹事会も12月27日開催され、関係3町の副町長等が出席して意見交換されております。

3として全国観光圏推進協議会が1月25日、東京で開催され、記載のとおり担当職員が出席しております。

次、31ページ目ではありますが、それぞれ町内の観光関連も含めた行事が、ニセコ駅イルミネーションの点灯式、6としてシーニックナイト2019、7としてニセコジャポニカ2019がそれぞれ記載のとおり開催されております。特に2019のニセコジャポニカにつきましては、ニセコ中央倉庫群で開催いただいておりますが、北海道の各総合振興局、後志、渡島、檜山、日高、胆振、それぞれの振興局の全面的な支援でアイヌ民族の伝統的なものご披露も含めて行われているというような状況であります。

その一番下、9としてキラットニセコの取締役会、それからニセコリゾート観光協会、32ページ目ではありますが、それぞれ開催をされております。

次、32ページ目のその下ではありますが、ニセコ主要宿泊施設連絡会、主な宿泊事業者の代表の方が集まっていたの今後の宿泊事業の状況の確認であるとか、対策について意見交換をそれぞれ3回、1月10日以降3回させていただいております。

中ほどに商工会新年交礼会が1月22日に行われており、以下商工会関係の青年部、女性部の会がそれぞれ行われております。

33ページ目ではありますが、15として平成30年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯入館状況について、記載のとおりとなっております、前年比であります、6,257人の増ということで、多くの皆さんにご利用いただいているという状況であります。

16番目がにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

また、17としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおり件数となっております。

次、34ページ目ではありますが、建設課の関係であります。1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会、12月20日、1月23日、2月21日、それぞれ開催をされたところであります。

その下、2として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで書いてございますが、届け出件数2件で3.8ヘクタールの届け出があったということであります。

その下、3として景観条例に基づく協議状況ということで、12月からこの2月までの間に開発事業2件の協議があったということでございます。

次、35ページ目ではありますが、上下水道課の関係です。1として曾我地区第2の配水管漏水事故について、記載のとおりであります。被害状況、下のほうに書いてありますが、断水の影響はなく、住民への被害はないということであります。

その下、2として曾我地区第1配水管破裂事故、1月3日行われまして、配管がループ管により、復旧作業等で各戸の断水はなく、住民への被害はなかったということであります。

その下、3として曾我地区第2の送水管漏水事故、2月23日午前1時30分ありまして、これも早期発見と対応によって断水の影響はなく、住民への被害はなかったということであります。

次、36ページ目でありまして、4として曾我地区第1配水管漏水事故についてということで、2月28日の状況と被害状況につきましては、1時間ほど周辺3件において断水となったということでポリタンクによる配付等を行い、対応させていただいたところでありまして。

水道の断水においては、地形的な要因等もありますが、担当職員あるいは協力か医者の大変な応援を得て、それぞれ復旧活動を行ってきたというような状況であります。

36ページ目の中ほどでありまして、ニセコ町下水道化学物質管理計画の策定ということで、化学物質管理促進法に基づいて、私どもの下水道から環境への悪化がないように調査をし、環境保全とこういったものの未然防止ということで管理計画を樹立しているという状況でございます。

次、37ページ目でありまして、農業委員会の関係であります。1としてニセコ町グリーンパートナー協議会の打ち合わせが行われ、これを受けて、2として2019年グリーンパートナー交流会 in 札幌の開催ということで、1月26日、記載のとおり参加をさせていただいて交流会を開催させていただいたところでありまして。

3として農業委員会活動強化研修会の開催ということで、1月29日、記載のとおりそれぞれ研修に参加をいただいております。

また、4として女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会の開催ということで、1月30日、記載のとおり開催をさせていただいて、参加をしたところでありまして。

5として農地流動化事業助成金の実績ということで、現在20人の方に記載のとおりご利用いただいているというような状況であります。

次、38ページ目、6として平成30年賃借料の情報についてということで、記載のとおりとなっております。

その中ほど、消防組合ニセコ支署の関係であります。羊蹄山ろく消防組合議会定例会が12月21日、消防庁舎において開催をされ、消防の出初め式につきましては1月8日、ニセコ支署前あるいは町民センターにおいて開催をされ、多くのご来賓にご参加をいただいたところでありまして。

その下、3としてニセコ町婦人防火クラブ、広報活動、あるいは次のページに会合等、記載のとおりとなっております。

また、4としてニセコ町少年消防クラブについて、12月以降3回開催し、2月16日に修了式を終えたというようなことでもあります。

また、39ページの中ほどでありまして、5として災害出動ということで、警戒出動、それから火災出動、救助出動、以下41ページにわたりまして合計22件の出動等について詳細を記載させていただいたところでありまして。42ページの上段までであります。

次、42ページ目の中ほど以下でありまして、ニセコ救急の出動先別の出場状況、12月から2月までの3カ月間にわたっての分について記載をさせていただいたところでありまして。記載のとおり、12月42件、1月57件、2月36件と多くの出動をし、平成30年の出動先の状況ということでトータル453件の出動ということになってございます。

以下、建設工事の状況、それから委託業務の進捗状況等について別紙をつけておりますので、後ほどごらん賜ればというように考えております。

それでは、以上をもちまして行政報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうより第2回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行わせていただきます。

教育行政報告。

平成31年3月6日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議について、平成30年第11回臨時会を12月21日に開催し、報告事項7件、議案2件、その他1件につきましてそれぞれ審議を行っております。特に平成31年度教育費予算案については、担当ごとに説明及び質疑を行い、慎重審議の上、予算案を決議しております。続いて、平成31年第1回定例会を1月23日に開催し、報告事項2件、議案2件、協議案1件、その他2件につきまして審議しております。平成31年度全国学力・学習状況調査の実施方針及び平成31年度給食費の額について決議しております。

次に、（2）であります、平成30年度第2期学校訪問を2月8日及び20日に実施しております。町内各学校及び幼児センターを2日間に分けて訪問し、学校経営状況の説明を受けたほか、意見交換及び授業参観等を行っております。

次に、（3）につきまして、①として北海道教育庁への訪問、2ページに移りまして、②として札幌市で開催された第25回教育展望セミナーへ参加した内容につきまして記載しております。このセミナーにおきましては、文部科学省の合田財務課長がお越しをされて、教育の現状と課題、これからの社会に求められる資質、能力について最新の教育情報を含め、講話及び提案のほか、道内小学校の実践発表、提案者による研究、協議など、今の時代に必要な教育内容のあり方について示唆に富んだセミナーでありました。本町の教育推進に参考にしてまいりたいと考えております。続いて、③にあります、近藤小学校の4者懇談会について記載しております。地域代表2名、PTA役員5名、学校からは校長及び教頭、そして私を含めた4者にて、児童生徒数の推移を踏まえ、学校施設整備のあり方等に係る意見交換を行いました。地域や保護者の要望を直接聞く機会として捉え、今後の整備方針等の検討に生かしてまいりたいと考えております。

次に、大きな2、学校教育の推進についてです。まず（1）、学校運営につきまして、①として各学校の参観日、②に学校行事等について記載しております。③には中体連、全道スキー大会の結果について記載しております、残念ながら今年度は全国大会出場はなりませんでしたが、1年生、2年生も出場しておりますので、来年に向けた貴重な経験を積むことができたと考えております。

3ページをお開きいただきまして、④から⑥にかけて、各学校の研究活動、各種会議等の状況、後志教育局の指導主事による学校訪問指導について記載しております。④の丸の2つ目になりますが、2月21日にはニセコ小学校において外国語活動の公開研究会を開催いたしました。ニセコスタ

イルの教育の重点施策である英語教育の取り組みとして行ったものであります。6年生の授業を公開いたしまして、英語専科教師とALTによるチームティーチング、児童がグループをつくりまして、参加者に対してニセコのよいところ、ニセコにあればよいものを英語で表現する活動の発表及び町内外から参加されました参加者の方とのコミュニケーション活動などの内容でありました。小学校では学習指導要領の先行実施として今年度から本格的に英語学習に取り組んでおりますが、子どもたちは初めは緊張ぎみだったものの、訪れた参加者やCIR、インターナショナルスクールの先生を相手に英語で一生懸命に対話活動を行っておりました。英語を学ぶ上で恵まれた環境を生かして、今後も取り組みの充実や積極的な発信活動を進めてまいります。

4ページに進んでいただきまして、(2)の児童生徒の状況について、①として2月1日現在の在籍児童生徒一覧、②に特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況、続きまして(3)、学校保健関係について記載をしております。学校保健関係では、インフルエンザの影響についてですが、表にありますように幼児センターにおいて24人、ニセコ高校では11人の感染があったほか、ニセコ小学校におきまして低学年において感染が広まり、2月7日から2年1組、翌8日からは1年1組、13日から1年2組がそれぞれ学級閉鎖となっております。その後現在に至るまでその他の学年や、あるいは近藤小学校、ニセコ中学校では大きく広まらずに現在まで至っております。

次に、5ページをお開きいただきまして、(4)の学校安全について、①に、12月議会にて口頭で報告申し上げましたが、12月11日に小学校児童が交通事故に遭うという事案が発生いたしました。そのことを踏まえ、翌12日に各学校において記載のとおり横断の際やバス停付近での安全確認について緊急指導を行っております。②では、12月18日にスキー授業におけるニセコルールの遵守について各学校へ周知を行っております。いずれも児童生徒が事故等に遭わないように、今後においても安全指導の充実、徹底を図ってまいります。また、③になりますが、先ほどの町長の行政報告にもありましたように、3月1日に役場宛てに犯行を予告する不審メールが届いたことから、幼児センター及び各学校に周知を図り、小学校では1時間終業時間を繰り上げて保護者引き渡し及び集団下校の対応、中学校では保護者引き渡しの対応など、児童生徒の安全確保のための対策を行いました。特段問題は起こりませんでした。全道、全国何カ所かに同様のメールが届いていたようです。今後も児童生徒の安全を第一に対応してまいります。

次に、(5)、ニセコスタイルの教育について実施状況を記載しております。①としてコミュニティ・スクールに関する取り組みですが、今年度は4つの部会に分かれて活動を行っております。その一つである豊かな心部会では、児童生徒が安全に、また適切にスマートフォンやタブレット等ICT機器を使っていくよう、ルールづくりに取り組んでおります。記載にありますように、1月25日にはCS委員や学校の教職員、あるいは住民も加わり、協議をしました。また、2月14日には小学生、中学生、そして高校生までの児童生徒が集まり、それぞれルールづくりのための話し合いを行ったところです。今年度中に、今月中ですね、策定をいたしまして、児童生徒及び家庭等に配付する予定になっております。また、2月25日には第3回コミュニティ・スクール委員会を開催し、行動計画であるCSアクションプランについて見直しのための協議を行いました。次年度に向けた具体的な提案が出されるなど、活発な議論が行われております。

次に、6ページに移りまして、一貫教育にかかわりまして、英語教育に係る岡山県和気町への視察について、1つ飛びまして、第2回ニセコスタイルの教育推進委員会についてそれぞれ記載のとおりでございます。来年度は小中学校の教職員を中心に全体研修の実施を検討しており、今後も学校間の連携及び連続性を踏まえた取り組みの充実を図ってまいります。

次に、(6)、幼児センターの関係につきまして、①の園の行事、それからめくっていただきまして9ページまで、入園や保育の状況、子育て支援センターの利用状況、子育て講座の内容については記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きいただきまして、(7)、ニセコ高等学校関係につきまして、①に3年生の観光コースの生徒が先進地視察研修として金沢市を訪問した内容、②にマレーシアYTLホテルスクール生徒との交流会、1つ飛びまして、④に町民センターで行われました学校報告会の内容について記載しております。次に、下段になりますが、⑤の各種大会の参加状況につきまして記載しておりますが、11ページをめくっていただきまして、南北海道大会の状況、そして全道実績発表大会の結果等を記載しております。全道大会には3つのグループが出場いたしましたが、残念ながら今年度は上位入賞はなりませんでしたが、日ごろの本校の学習活動での取り組みを全道場で広く発信できたことは大きな成果だと考えております。次年度に向けてさらに充実した活動を期待したいと考えております。次に、⑥に2月28日現在の3年生の進路内定状況について記載しております。就職及び進学ともに内定率100%となっている状況であります。⑦には入学者の出願状況を記載しております。昨日、面接検査を実施したところであります。次に、⑧に改修工事が完了いたしましたニセコ高校屋内体育館の見学について記載しております。議員の皆さんにもたくさん見学をしていただきまして、ありがとうございます。今後5月から町民を対象に夜間の一般利用も開始する予定になっております。

12ページに移りまして、(8)、学校給食センター関係について、①に第2回運営委員会議の開催状況、②に今年度の第3子以降の給食費免除の状況について記載しております。申請した世帯23件全て免除決定になりまして、第4子2人を含めた25名の児童生徒が本年度は給食費免除になっております。免除金額及び内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、大きな3、社会教育、社会体育の推進につきまして、(1)、社会教育活動、①には2月28日に開催をいたしました社会教育委員会議について記載しております。議事において、第6期社会教育中期計画が来年度に最終年次を迎えるため、次の第7期中期計画を策定していくことについて確認されております。②に放課後子ども教室、③には寿大学の実施状況について記載しております。

13ページをめくっていただきまして、中ほどに④として鹿児島県薩摩川内市青少年フレッシュ体験事業の受け入れ、⑤に成人式の状況について、記載のとおりとなっております。

(2)の文化、図書活動として、有島記念館の展示及び普及事業につきまして記載しております。現在「冬の藤倉英幸展」を3月17日まで開催しております。1月26日に藤倉英幸先生がお越しされまして、ギャラリートークを開催いたしました。今年度の有島記念館につきましては、藤倉展の効果もあり、1万2,000人を超える入館者を数えております。今後も魅力ある館運営に努めてまいります。

たいと考えております。

14ページに進みまして、③、学習交流センターあそぶっくの1月までの利用状況、次に④、あそぶっくの会の活動状況を15ページにわたり記載しております。幼児や親子を対象にした各種イベント、小学生の読み聞かせやブックフェスティバル、一般町民を対象にした趣味を楽しむ教室など、幅広い活動に取り組んでいるところです。

16ページに進みまして、(3)、社会体育、スポーツ活動につきまして記載しております。①の学校アスリート訪問事業、1点訂正をいたします。初めの1月31日に近藤小学校で行いました内容で、参加者につきまして近藤小学校全児童と書いておりますが、3年生以上になりますので、3年、4年、5年、6年と訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。この①の学校アスリート訪問事業では、先輩からの特別授業ということで、アルペンスキーのフリースタイルにおいて世界を舞台に活躍しているニセコ町出身の佐々木玄氏、勝野天欄氏迎え、近藤小学校、そしてニセコ小学校や中学校でも講話、そしてニセコ中学校の2年生にはスキー学習の支援を実施いたしました。2人とも卒業してまだ間もないということで、子どもたちは2人の話に質問をしたり、あるいは使っているスキーに触れてみたり、非常に興味を持って参加しておりました。この2人の話からは、自分たちの体験を通して子どもたちに常に考えながら行動を起こしていくこと、それから好きなことを見つけて、何でもいいから一生懸命に取り組んでいくことを伝えておりました。同じ競技を目指している児童生徒もおりますので、子どもたちにとっても夢や希望が広がる事業になったと考えております。

次に、②、初心者の子どものためのスキー教室、③、夜間スキー・スノーボード講習会、それぞれ開催をいたしまして、参加者の技術レベルに応じた内容の教室等を開催しております。

次に、④、第65回全町児童生徒スキー大会につきましては、今年度からスキーフェスティバルとして、インストラクターやボランティアの協力をもらい、子どもたちがよりスキーの楽しさを味わう内容に工夫いたしました。ただ、当日風や降雪が強まったということで最後まで予定どおりに実施できなかったことが残念な点であります。次年度に向けて先日も反省会議を開いたところでありまして、反省点や改善点を整理し、スキーの町として特色ある行事にしていきたいと思いますと考えております。

次に、17ページをめくっていただきまして、⑤、児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業について記載しております。1月末現在で申込者221名に対して260枚を交付しております。小学生では全体の約7割の子どもたちが購入しているということでもあります。スキー遊びの普及及びスキー技術や体力向上につながるものと考えております。⑦には冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動につきまして1月以降の経過を記載しております。札幌市での常任幹事会及び意見交換会、それから札幌市職員が来町いたしまして関係者によるアンプリエリアでの現地調査につきまして、その内容を記載しております。

18ページのその他、第9回ニセコカップジュニアスキーマラソン大会につきましては、記載のとおりでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 平成31年度町政執行方針

○議長（高橋 守君） 日程第5、平成31年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、平成31年度町政執行方針を述べさせていただきます。

町政執行方針書の1枚目をおめぐりいただきまして、平成31年度町政執行方針。

平成31年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、平成31年度における政策の大綱について、説明をさせていただきます。町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、平成21年10月から町政を担当させていただき、10度目の当初予算をご審議いただき、本町議会定例会を迎えることができました。この間、ニセコ町総合計画のテーマを、『小さな世界都市ニセコ』から『環境創造都市ニセコ』に変更させていただいております。小さな世界都市は、世界各国の皆様が、本町に來訪され、また住まわれても、人間の尊厳が守られ、差別なく安心して暮らせる町、「住むことが誇りに思えるまち」ニセコを目指すものでした。そして、本町の景観や水環境を初めとする「自然と共生する暮らしの環境を守り育て、将来に持続する社会を創る」という現在の総合計画の理念は、ニセコ町民のライフスタイルとして、私たちの暮らしの中に根づいているものと考えております。

町政においては、この間、ニセコ町が国等から「国営緊急農地再編事業地区」の決定、「ワイン特区」、「環境モデル都市」、「プラチナシティ」、さらには、ニセコビュープラザが「重点道の駅」の認定をそれぞれ受けることができました。また、去年は、「SDGs 未来都市」の認定に加え、国が財政支援をする「SDGs モデル事業地区」にも選定をいただくことができました。加えて、日本ユニセフ協会からは、安心して子育てができる町を目指そうとする本町の姿勢が評価され、「日本型子どもにやさしいまちづくりモデル検証作業自治体」に委嘱をされております。3町広域で取り組んでいるニセコ観光圏においては、「日本版DMO」に登録いただくことができました。

平成31年度においても、日本政府が進めようとしている「地域循環環境共生圏」構想に参加するとともに、国や北海道を初めとする機関、事業所など、多くの皆様のご支援を得るとともに、自治体としての矜持を持ち、「地方政府」として、また、町民の皆様の「自治機構」としての役割を果たしていく所存です。

現在、私たちの町は、農業者の皆様の大変なご尽力により、「国営緊急農地再編整備事業」が着々と進み、豊かな農業の町としての基盤を固めつつあります。また、産業面ではニセコ町の景観や環境の規制を理解し、町の姿勢に共感する人々や企業の皆様が本町での事業を展開し、また投資を検討されておられます。今後とも、我が町においては、乱開発を防止し、将来に持続する、秩序ある開発を誘導することこそが、ニセコ町環境基本条例や環境基本計画に基づく町民総意の揺るぎなき将来ビジョンであるものと確信をしているところでございます。

今日の本町産業の進展は、先人の皆様の地域活性化へのたゆまぬ努力のたまものであり、町民の皆様、ニセコ町商工会、株式会社ニセコリゾート観光協会を初め、関連事業者の皆様には敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。

今日、世界の経済を動かしている「資本主義」は、「長期経済低迷」と「格差の拡大」、そして、経済成長に伴って生じている「地球環境の悪化」という大きな壁に突き当たっています。我が国においても、急激な人口の減少と高齢化の進展、東京一局集中と地方における過疎化の進行という大きな課題を有し、これまでの「経済成長神話に傾注した政策」から、「人々の暮らしや生き甲斐を大切にす、人間の尊厳を大事にする社会」への政策転換が不可欠な時代に突入しているものと思います。「経済合理性優先社会」から「人々が平和に暮らす中での「共感」や「相互扶助」という極めて人間的な暮らしぶり、多様な生き方を尊重する人間尊重社会」への緩やかな移行が望ましいものと思っております。

私たちの町は、有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づき、この「共感」を大切にしてきた町であると思っております。2015年、国際連合が採択し、日本政府を挙げて現在取り組んでいる「SDGs」は、経済優先から人間の尊厳を大切に持続社会を創造しようとするものであり、「だれ一人取り残さない社会」を合い言葉とする「SDGs」は、本町がこれまで取り組んできたまちづくりの歩みそのものであらうと考えているところでございます。

いよいよ2021年10月、ニセコ町は、町が誕生して120年の節目の年を迎えます。これらの記念事業の準備も本年から進めていくこととしておりますので、多くの皆様からご提言、ご協力を賜りたくお願いいたします。

本年4月からスタートする平成31年度においても、町民の皆様が、そして自治のプロである役場職員がともに英知を結集し、そして、町議会議員皆様の賛同を経て制定された、私たちの町の憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」を町政の根幹に据え、諸課題を先送りすることのないよう努めてまいりますので、ご指導とご支援をお願い申し上げます。

続いて、予算執行の基本的な考え方についてご報告をさせていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的考え方について申し上げます。

平成31年度は、まちづくりの指針となる第5次ニセコ町総合計画の基本理念のもと、これまで培ってきたまちづくりの基盤をさらに充実させるとともに、「自治創生」への継続的な取り組み、昨年6月に全国29の自治体の一つとして国から選定された「SDGs未来都市計画」及び「環境モデル都市アクションプラン」を町政推進の根底に据え、将来に向けた戦略的な視点と行動力を持って諸施策を進める年として予算編成を行っております。

予算規模の大きい投資的事業については、これまでと同様、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性等を勘案し、1つとして着手事業の確実な推進・完了、2つ目として人口増に伴う喫緊の課題である「子育てと教育施設」の整備、3つ目として安心・安全を支える社会インフラの更新・整備・防災対策、4つ目として暮らしやすさの向上・将来の持続的発展等に向けた整備、との優先順位づけを行い、起債計画及び財政の状況を踏まえながら、中・長期的視点に立ち、重点的かつ計画的

に事務事業を実施していくこととし、予算の編成を行っております。

本年度は、防災センター機能を有する役場庁舎の建設、西富地区町民センターの建設、近藤小学校体育館改修工事を行うほか、災害機能向上の一環として消防ポンプ自動車を更新します。

中でも、継続して協議を行ってまいりました役場庁舎について、昨年度実施設計が完了し、本年度から2年間かけて建設工事に入ります。大規模工事となることから役場利用の皆様にはご不便をおかけすることも想定されておりますがご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

農業では、国営緊急農地再編整備事業が6年目を迎え、期成会による事業予算確保の要請活動を継続するとともに、国の制度を利用して休耕により夏期に工事を実施する農業者の所得の減少を緩和するための支援を引き続き行います。

観光においては、ニセコを訪れる観光客の満足度向上のため各種事業の実施、MICE受入事業を支援するとともに、国が進める外国人観光客の誘致拡大についても積極的に取り組みます。

このほか、主要政策の各般において、町の将来のあり方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ「ニセコの自治の力」がさらに高まるよう配慮してまいります。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

1 守りの経済から攻めの経済へ

地域経済の活性化を図るため、本町の豊かな自然環境を生かした産業の育成に努め、農業・観光業・商工業の連携による内発的経済の振興と事業所の誘致、創設支援など、新たな雇用の場の拡充に努めます。

(1) 農業と畜産業の振興

TPP11及び日EU・EPAが発効され、日本の営農環境が大きく損なわれる可能性を有する転換期を迎え、ニセコ町や北海道の農業全体への影響は、なお不透明な状況となっています。また、さらなる外圧となる米国との2国間貿易協議や米国のTPP復帰の可能性などを考慮すると、日本の農業の行く末がより厳しくなるものと想定されます。一方、地球温暖化による気象の変化や、日本で大災害が続いている状況など大きな気候変動は、営農環境に少しずつ影響を及ぼす事態となっており、ニセコ町においても昨年6月の長雨による農作物の収量の減少など、その影響は多大であります。これらの変動する気象条件への対応も喫緊の課題として取り組んでいかねばならないものと考えております。今後は、農業経営体の体質改善のみならず、環境に適した農業経営や多様な販売など、さまざまなリスクへの対応が不可欠となっています。

国では、平成29年11月24日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」により「輸出促進によるグローバル大国」、「国内産業の競争力強化」、「農政新時代」という柱を立て、農産物の輸出促進、TPP等を通じた国内産業の競争力強化、体質強化策などの取り組みを進めようとしています。この方針により、日本の農業者に営農の変革を求め、成長産業としての農業の転換を推進しているところです。

本町においても、国の制度を適切に活用しつつ、農業の経営環境の整備や経営体の体質強化など、農業者みずからが将来のみずからの農業を見通すことができ、ニセコらしさを失わない、未来ある

農業に転換していくことが重要と考え、町としても、積極的な支援をしていきます。特に、本町農業の特徴である農産物の多品目生産性を生かし、一大消費地であるリゾート地を有する強みを生かした農業経営への転換も重要だと考えております。

さらに、しっかりした輪作体系の確立と、天候不順などの経営リスクが分散できるよう営農計画の作成も重要と考えており、関係機関と協力しながら対策を講じていきます。

また、農業分野での人材不足が顕著となっており、人材育成や人材確保への取り組みも不可欠となっています。出入国管理法の改正に伴う農業分野への外国人労働者の受け入れなども注視しながら、どのような方法による改善が望ましいかを見きわめながら、関係機関と連携を図り、農業人材の確保に向けた取り組みを検討していきます。

6年目を迎えた国営緊急農地再編整備事業については、引き続き予算の確保と円滑な事業の推進を最重点施策に据え、通年施工促進の農業経営高度化促進事業などの事業制度の活用を図り、農業経営の効率化、大規模化により、農業経営そのものの体質強化をするとともに、土壌診断によるバランスのとれた土づくりを目指すなど、ニセコ町の特色を生かした農業経営ができるよう取り組みを進めます。

また、引き続き優良農地の保全に努め、ニセコ町らしい農業づくりを進めていくため、平成31年度も国の農業支援制度を活用しつつ、時流に翻弄されない力強い農業、環境に調和した安全で安心な「クリーン農業」、農地の利用集積や農業基盤の整備、収益性の高い営農の促進、担い手育成、6次産業化の推進など、農業所得向上への取り組みを進めます。

また、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥助成や緑肥作物の奨励、土づくり対策、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、6次産業化支援、新たな栽培技術の導入支援などを引き続き実施します。

(2) 観光の振興

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震では、本町においても丸1日間の停電が発生し、住民のみならず観光客も大きな困難に直面することとなりました。9月は秋の観光シーズンであり、前年を上回る入り込みが見込まれていましたが、多くのキャンセルを受け、関係事業者は大変な打撃を受けております。

しかしながら、その後直ちにニセコエリアでPRビデオを作成し、メッセージを発信するなど、関係団体、各事業所の積極的な行動や北海道ふっこう割などが実施されたことにより、落ち込みを最小限にとどめることができました。

入り込み客数については、ここ数年横ばいが続いており、平成29年の総数は167万人、延べ宿泊数は63万泊。うち訪日外国人客数は1万3,000人、延べ宿泊数は2万1,000泊となっております。日本政府観光局の統計によると平成30年の訪日外国人の客数は3,119万人を超えており、今後の目標値である平成32年には4,000万人、平成42年には6,000万人とされており、引き続き観光客の受け入れ環境の整備というものは急務になっているものと考えております。

倶知安町、蘭越町とともに広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」は、当初計画の5年を経過し、人材育成やプロモーションなどエリアでの連携は進みましたが、地域内交通の充実などの課題は未

解決となっております。3町で引き続き連携を維持しながらDMC（Destination Management Company：デスティネーション・マネジメント・カンパニー）、DMO（Destination Management Organization：デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）といった機能の整備強化に取り組み、課題解消に努めてまいります。

本町の昆布温泉・モイワ地域は、国から国民保養温泉地に指定されており、地域の重要観光資源である温泉の活用や、自転車を活用した夏季の魅力アップについても、エリア全体で連携しながら取り組みを進めます。

このほかにも、各団体等が主催するニセコハロウィンなどのイベント実施や、観光振興に関する各種事業の支援を行うとともに、雪崩事故防止対策としてまた、冬のニセコ観光を支えている大変重要な「ニセコルール」の運用についても関係機関と連携をして取り組んでいきます。

さらに、道の駅「ニセコビュープラザ」の改修等について検討を進めるとともに、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」、「ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター」などの観光関連施設の適正管理に努めます。

（3）商工業の振興と労働対策

近年、ニセコエリアでの投資は、観光事業のみならず商業施設にも及び、その経済効果は広がりを見せつつあります。また、事業所の増加に伴い、働き手の不足や住宅の不足が顕著となっております。

町ではこれらの状況を踏まえ、U・Iターンなどの移住促進とあわせて、関係機関と連携しながら働き手の確保PRに取り組むこととしています。

また、商工会、国や金融機関などと連携したビジネスセミナーの開催や起業相談窓口の運用などの小規模起業への取り組みを継続して支援し、事業者の多様性と地域の魅力アップを図るとともに、引き続き企業誘致に取り組み、地域内で不足するサービスの確保や域内経済基盤の拡充を図ります。

このほかにも、ニセコ商工会では新たに「まちゼミ」を実施し、商店と客とのコミュニケーションを活性化させることで、顧客の取り込み強化を図ることとしており、町としても支援をしていきます。また、引き続き綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」への支援を行うなど、地域商店と消費者、観光事業者との接点をふやし地域内消費拡大にも取り組んでまいります。

さらに、不当な勧誘等によって住民の皆様が苦しむことがないように、消費者行政活性化基金を活用して羊蹄山麓7町村で設置した「ようてい地域消費生活相談窓口」について、消費者が抱える個別具体的な案件を解決することに大きな力を発揮しておりますので、本年も引き続き関係町村と連携して、消費相談窓口の一層の活動PRと相談業務の充実を図ります。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

さまざまな立場の人々が、相互に助け合い、健康で心豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉の課題を総合的に見ながら、必要な取り組みを進めます。

（1）子育て支援

本年度の子育て環境の整備においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5カ年

を1期とする「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもたちと子育て家庭が、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりました。

この事業計画も本年が最終年となり、新たに平成32年度から平成36年度の事業計画を策定するための準備の年となっております。子どもの子育て事業に必要なニーズ調査の結果をもとに分析や子ども会議での協議を進め新たな「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

本年は、公益財団法人日本ユニセフ協会が行う「子どもにやさしいまちづくり事業」のモデル町村として、町政への子どもの参画などをチェックリストにより実証し、子育て環境の改善につなげていきます。

さらには本町も加入している「子どもの未来を応援する首長連合」と連携し、「子どもたちが自らの可能性を信じて、前向きに挑戦し得る社会」の実現に向けて取り組みます。

子どもの健やかな成長を願い実施してきた「18歳までの子ども医療費の無料化」を継続するとともに、「子どもにとって遊ぶことは生きること」との遊びの重要性が叫ばれている今日、本年は、「子どもの遊び場」の整備の可能性についての検討を開始します。また、これらの検討とあわせ、子どもの居場所のあり方についても検討を進めます。

平成28年4月に開設しました「ニセコこども館」は、多くの子どもに利用されており、現在は、70人の児童を受け入れております。児童の安全な子育て支援の場として施設の充実を図っていますが、昨年より保護者の皆様から要望のある日曜日や祝日の利用について検討しているところでございます。昨年より、指導員等の募集を実施していますが、保育体制等が整い次第、開館を試行実施することとしています。

健康診断では、出生後間もない新生児の時期に聴覚異常を早期に発見し、早期治療に結びつけるため、「新生児聴覚検査」に新たに助成を開始いたします。継続事業としては、妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健の充実に努めるとともに、妊婦の産後ケアやこれまでと同様に産婦人科医師の確保対策を継続します。

また、おたふく風邪及びインフルエンザの任意予防接種の全額公費負担、5歳児健診の継続など、子どもの健康づくりの推進と保護者の経済的な負担の軽減、未熟児や障害児の医療費給付事業などを継続して実施します。

(2) 高齢者、障害者の福祉

高齢者や身体に障害をお持ちの皆様が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう新たに策定された「後志広域連合第7期介護保険事業計画」や「第7期ニセコ町高齢者保健福祉計画」（平成30～32年度）に基づき、変化する国の福祉制度に合わせ、安心できる高齢者福祉の充実を図ります。

ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホーム「ニセコハイツ」は、施設の老朽化が進んでいるため、改修・改築が必要となっております。昨年度において総合的な運営形態や運営を継続するために適正な入所者数など施設の基本構想がまとまっており、今後は構想の熟度を高め、安心して暮らすことができる施設の整備に向けて、ニセコ福祉会と協議を進めます。また、平成26年7月に認知症の方が安心して暮らせる場として開所している「ぐる～ぷほ～む・きら里」に対しての支援を継続

します。

地域包括支援センターにおいては、介護予防の中心的な役割を担い、関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、健康維持のための予防事業を実施します。近年増加する認知症患者の対応として「認知症初期集中支援チーム」を設置しており、認知症専門医の指導のもと、認知症の方やその家族の方々への初期の支援を包括的、集中的に行い、「認知症初期集中支援事業」として自立生活のサポートを継続して行います。

地域活動支援センター・ニセコ生活の家の支援では、組織自体の高齢化が進み、需要に対する対応が困難な状況となりつつあります。本施設は、障害によって日中活動が困難な方をサポートするための中核的な役割を担う施設であり、地域の支えやコミュニティーによる「地域生活支援事業」が、円滑に進むよう福祉関係機関との連携や調整を行うとともに、従事する方々の労働環境の改善や施設運営の一部について継続して支援を行います。

また、「ニセコ町第3次障がい基本計画」、「ニセコ町第5期障がい福祉計画」に基づき、地域福祉活動を進めるため、福祉関係団体との連携強化に努め、相談支援や地域生活支援事業の充実を図ります。

高齢者の福祉の向上やサービスの提供を実施しているニセコ町社会福祉協議会では、成年後見のための「ニセコ町生活サポートセンター」を開設、増加傾向にある認知症の方への成年後見の相談業務を実施しており、後見業務を適切に行うための「市民後見人」の養成活動を支援します。

本年から「週1食の食事の提供」をしてきました配食サービスを、「週2食」に拡大し、高齢者への食事の提供や見守りを強化します。

また、一定の障害のある65歳以上の方と75歳以上の方の特定健康診査の無料化を継続するほか、介護保険制度等に基づく住宅改修費助成の上乗せ助成、重度障害者の方へのタクシー利用扶助、除雪支援事業なども継続して行います。

(3) 健康づくり

本町では「第2次健康づくり10年計画」をもとに、生活形態の変化や高齢化、日常の食生活や運動といった生活習慣に起因する病気の予防を目的に、事業を実施してきました。

本年は、予防接種記録などデータベース化を図ってまいりましたが、町民皆様の予防接種記録や各種健診の受診記録などを一括管理し、予防や健康指導を行う新システムを導入し、事務の簡素化や健康づくりに役立てます。

生活習慣病予防の観点から、「健康な食習慣で病気知らず」を目標に、健康的な食習慣を身につける栄養教室や、乳幼食の教室など栄養面からの教室などの事業を推進します。また、日ごろより生活習慣病予防の指導や、各種検診事業の実施・検診受診率の向上、健康運動教室の開催など、がんやメタボリック症候群予防対策などの健康づくりに取り組んでいきます。

広域連携により、喜茂別町、積丹町、島牧村、本町の4カ町村で実施している「テレビ電話健康相談事業」について、本年度においては、内容の見直しを図りつつ事業に取り組みます。

このほか、町民の皆様の協力を得ながら実施しているエキノコックス駆除対策も継続して実施いたします。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

本町においては、健康づくりや各種健診への受診、健康相談や訪問指導などを細やかに実施し医療費の抑制に努めておりますが、一般の医療費が高度医療などにより増加傾向にあります。また、75歳以上の後期高齢者を中心とする医療費についても増加傾向にあります。

現在、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営することを目的に「保険者の都道府県化」が実施され、北海道・後志広域連合・ニセコ町の3者による国民健康保険事業が運営されております。全道の医療費推計をもとに北海道が保険事業会計で、ニセコ町の必要とされる国民健康保険税の額が提示され、それにあわせ町では「保険税率」を決定しております。本町では、本年も昨年に引き続き「資産割の見直し」を行う予定としております。

本年も保険税の収納対策による税の公平性確保とともに、各種保健事業の実施、国民健康保険加入者の簡易一日人間ドック、倶知安厚生病院での人間ドック受診勧奨や広域連合でのレセプト点検、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の実施、健康診断未受診者への受診勧誘通知などにより、医療費支出の抑制と適正化に努めてまいります。

(5) 地域医療の確保

地域医療の中核を担う倶知安厚生病院では、医師や看護師などの医療技術者が不足している状況から少しずつではありますが改善されている状況にあります。収支面においても、院長を初めとする医師や看護、職員の皆様の努力によって収支は着実に改善しつつありますが、今なお厳しい経営状況が続いております。地域医療や救急医療の確保や医師の労働環境改善のため、羊蹄山麓町村での「夜間急病センター」の取り組みを進め、病院所在地である倶知安町を中心とした近隣町村とともに、運営費の不足額に対する支援を行います。

また、倶知安厚生病院旧館の改築については、本年1年をかけて関係各自治体と改築、負担金などについて協議をし、今後の方向性を決定していくこととしています。

3 環境に優しいニセコの創造

豊かな自然環境や景観が経済基盤を支える本町にとって、自然環境を守り育て、自然と共生する暮らしこそが、ニセコ町の価値を高め、自立したまちづくりにつながっていくものと考えております。そのために、地域資源の循環とともに、エネルギーや地域経済も内部循環率を高め、環境・経済・社会が相乗効果を生む取り組みが必要です。環境を守ることによって、経済が循環・持続し、地域も豊かになる、という「SDGs」の考方につながる取り組みを「環境モデル都市第2次アクションプラン」の実践を通じて実現していきます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町のすぐれた自然環境を守り育てるため、ニセコ町環境基本条例、第2次町環境基本計画、町地球温暖化防止計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取り組みを進めます。

ニセコアンヌプリ山麓周辺では、現在も土地取引が活発に行われ、ホテルや共同住宅などの建設が計画されています。土地利用を規制・誘導し秩序ある開発と環境保全を図るため、国定公園法や準都市計画、景観条例などの制度を運用し、「ニセコらしい景観づくり」に努めます。

廃棄物処理対策について羊蹄山麓7町村では、可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業

者へ業務委託をしております。本町では、観光客の増加に伴いごみ量も増加傾向にあることから、ごみの減量化と分別排出の徹底に関する周知をするため、「ごみ分別アプリサービス」の導入を検討するほか、燃やさないごみの減量化対策として、使用済み小型家電リサイクルを継続して実施します。

また、本町の一般廃棄物最終処分場については、平成27年以降「蘭越町粗大ごみ処理施設」で破碎した粗大ごみ、不燃性残渣のみを埋め立て処理してきましたが、最終処分場の埋め立て残容量が減少しつつありました。このため、昨年度から不燃ごみ、粗大ごみについては、倶知安町の民間事業者所有の管理型最終処分場への埋め立て処分をすることとし、あわせて、埋め立て量を極力減量するため、資源の選別、粗大ごみの破碎も含めて一括して委託処理をしています。なお、町の既存の一般廃棄物最終処分場については、延命化を図るための維持管理を行い、災害等緊急の場合に対応することとしています。

ニセコ斎場については、長期停電時に対応できるよう施設の一部改修工事を行います。

また、し尿処理については、引き続き羊蹄山麓環境衛生組合による羊蹄衛生センターの維持費を負担し、今後の新施設整備に向けた検討を始める予定としています。

(2) 自立型省資源社会への転換

「環境モデル都市」として、豊富な地域資源を最大限に活用した循環型地域社会を創造するため、町民皆様と一丸となって「地球温暖化対策」を推進します。

本年度は、期間を5年間とする環境モデル都市第2次アクションプランの実施初年度となります。各分野、広範囲にわたる実施計画であり、町民の皆様や役場内のみならず、さまざまな事業所、機関との連携を図り環境・経済・社会に相乗効果を生む取り組みを進めます。

平成31年度は、住宅の省燃料化を促進する条例の検討・策定・SDGsの理念に即した街区整備である「NISEKO生活・モデル地区構築事業」の実施、「地域新電力会社」の検討など、幅広い分野で、豊かな生活と両立する省資源社会を目指します。また、国が実施予定の「地域循環共生圏構想」に参加し、持続する循環型社会づくりを進めます。

(3) 林業の振興

林業は、ニセコ町森林計画やその他森林振興施策との調整を図り、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう取り組みを進めます。国や町独自の補助制度を活用した民有林の整備促進と町有林の除間伐など適正な管理に努めます。

また、森林環境税の導入を見据え、本町においても、域内の木材をいかに利用できるか、木材加工・調達の仕組みや可能性を調査・検討します。また、最終的には、木材にとどまらず、資源の循環を目指す観点からさまざまな流通の域内調達率向上に向けた調査をあわせて実施し、これらを地域ポイント制度として確立するための検討・調査を行います。調査・検討に当たっては、農業部門にとどまらず、企画部門ほかと連携し、副町長を中心とするプロジェクトを立ち上げて事業を進めてまいります。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりと

地域文化や生涯スポーツの振興を進めます。

(1) 教育環境の充実

教育については、「第5次町総合計画」や「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画（後期施策）」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、「第6期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、「冬季北海道札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動については、北海道及び札幌市の要請に基づいて協力をしていきます。

(3) コミュニティー活動と国際交流の推進

コミュニティー活動の中核施設であるニセコ町民センターや中央倉庫群の利便性の向上に努めるとともに、コンベンション機能が発揮されるよう取り組みます。特に中央倉庫においては、町外へのPRのみならず、町民の皆様、とりわけ、子育て世代の利用を促進する取り組みを進め、多くの人が気軽に懇談できる、安らげる「居場所」として愛される施設となるよう環境整備を進めます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターについては、昨年からの指定管理者の負担軽減策を講じており、本年度も民間企業の協力により、負担軽減を継続します。

また、西富周辺地区におけるコミュニティー活動や防災時の拠点である西富地区町民センターについては、本年、現在の場所での建てかえ工事を行います。加えて、ニセコ町民センターについては、ロビーや談話室を開放し、子どもからお年寄りまでくつろげる居場所としての機能を強化します。

国際交流については、地域全体で国際化・国際交流を推進するため、国際交流員（CIR）を自治体国際化協会の支援を受け、継続して配置するとともに、各種の国際交流の活動を支援していきます。

5 安全で安心な暮らしを支える。

町民や来町される皆様が、安全で安心な生活環境のもとで暮らし、過ごすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤や社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・救命対策の強化

昨年発生した北海道胆振東部地震時に伴うブラックアウトは、本町の長期停電対策のあり方を改めて考える機会となりました。この災害を受け、昨年度から進めております防災資機材等の整備を今年度も進めるとともに、新たに防災担当の専任職員を配置し、懸案である地域防災組織の立ち上げを進めていきます。

また、今年度も「ニセコ町地域防災計画」に基づき、町民の生命と財産を守るための「防災・減災」対策に引き続き取り組みます。災害発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう防災訓練の実施や研修会等の参加により、職員の災害に対する実務能力を高め、町民に対する防災情報の周知・広報活動の工夫に努めます。今後とも、自治会等との連携を図り、地域に根差した防災活動のための基盤づくりを進め、自治体相互の情報交換ができる機会の創設をするよう検討してまいります。

原子力防災対策につきましては、国や北海道及び関係自治体などと緊密に連携し、「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、原子力防災対策について取り組みを進めます。

また、本町の地域防災対策の拠点となる防災センター機能を有した役場庁舎については、「ニセコ町役場庁舎実施設計」に基づき、本年度より2カ年にわたっての建設工事に着手します。

消防業務につきましては、羊蹄山ろく消防組合と連携を図り、本年は消防学校への研修に派遣するほか、救急救命士の能力向上を目指した研修等にも職員を派遣することとしています。

（2）情報基盤の充実

昨年、発生した北海道における長期停電の際にも、防災通信としてコミュニティFM「ラジオニセコ」が、大変大きな役割を果たしてくれました。本町での停電情報や行政情報、困り事など実に多くの伝達を昼夜にわたって放送し続けていただきました。

ラジオニセコでは、行政情報を初め、町内の活動団体、観光イベント、雪崩事故防止情報など、町民皆様や観光客の皆様へのさまざまな情報発信をこれまで行ってきており、地域の欠かせない情報源として、その信頼は年々高まりを見せております。また、ラジオ局を通じてでき上がった新たなコミュニティー活動も大きな広がりを見せております。日本では珍しいラジオ劇団が創設され、毎年ラジオ劇を放送し、さらには60名を超えるボランティアパーソナリティーがさまざまな番組にかかわるなど、まちづくり活動に大きな成果を上げています。今後の発展を期するため、社員の労働環境の改善や、新入社員への研修等をより充実させる取り組みに対して継続して支援を行います。また、広域的な災害情報拠点として、アンテナの増設もしくは、出力の強化について関係機関との協議を進めます。

これまで懸案となっている町が保有する光ファイバー通信施設のNTTへの移管については、関係機関との協議を継続し、早期に移管できるよう努めてまいります。

（3）住環境の整備と定住促進

本町の人口増加傾向を維持するため、本年度も移住・定住意識が高い都市部に重点化して町のPRを行います。また、本町の地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊の導入を継続し、自治創生を推進する担い手としての確保を図ります。また、地域おこし協力隊の活動拠点として中央倉庫を活用し、その運営についても指定管理者へ委託する予定としております。

これまで、民間賃貸住宅に対する建設費への補助、省エネ住宅改修や耐震改修への補助、公営住宅の長寿命化などに取り組み、住環境の整備促進に努めてまいりました。本年度は、サービスつき高齢者住宅と子育て世帯への住宅を供給するため、「新たな町営住宅を整備する基本計画」を策定します。そのほか、国の補助制度を活用し、新有島団地及び望羊団地の長寿命化型改善工事を実施するとともに、公営住宅長寿命化計画の見直しを行います。

また、SDGs 未来都市計画モデル事業に基づき、市街地近郊に環境やエネルギー・自治活動に配慮した新たな街区の整備を引き続き検討します。

（4）道路交通網の整備

町道では、整備後数十年を経過している路線が多く、舗装の劣化や防護柵の破損が進んでいる状況です。平成30年度に策定した「道路維持管理計画」に基づき、財源となる起債等の活用を図りな

がら適正な維持管理に努めます。

町道改良については、地域住民から要望のある近藤七線通（370メートル）について2年計画で舗装工事を実施することとし、本年度着手します。また、羊蹄近藤連絡線の舗装及び歩道、ルベシベ通の改良舗装工事を継続実施するとともに、路面が著しく劣化した西山滝台連絡線宮前橋、曾我神社前の橋ではありますが、舗装工事を実施いたします。

このほか、道路側溝やガードケーブルなどの補修工事を進めるとともに、冬期間の除雪について、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めていきます。

（5）地域交通の確保

にこっとBUSを含めた町内の交通手段最適化のため、これまでの3年間の調査を踏まえ、本年度から新たに3年間、交通手段最適化のための調査・実証試験を行います。本年度は、コミュニティの共助の仕組みにより自家用車を活用した住民相互の相乗りによる交通システムの実証試験、デマンドバスの混雑緩和と既存冬期周遊バスを統合した仮称「ニセコウインターシャトル」の運行試験を行います。

（6）都市計画、上下水道

地域住民の相互理解と協力のもと、ニセコ綺羅街道が平成14年に整備され、統一感ある町並みが形成されました。商店に設置されている突き出し看板については、特に観光などで訪れる来町者から大変好評を得ているところでございます。この町並みを維持するため、新たに商店を営む方などに対し看板製作費への補助制度を創設し、美しい町並みの維持を進めます。

本町の空き家数は、他町村と比較し多くありませんが、地域の安全と生活環境や良好な景観の保全を図るため、今後も引き続き「しりべし空き家バンク」や「ニセコ不動産業協会」と連携し対策を講じていきます。

水道事業及び下水道事業は、施設の更新工事などの経費が今後増加することとなっており、現行料金のままでは事業を運営していくための料金収入の確保が困難なことから、水道料金及び下水道料金の改定を行います。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

ニセコ町総合計画、国が進める地方創生との連携のもと、本町の自治創生に取り組むとともに、SDGs 未来都市計画及び環境モデル都市第2次アクションプランをもとに、町が保有する行政財産・資源の有効活用を図り、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

（1）総合計画によるまちづくりと行財政運営

12年間の計画期間である第5次ニセコ町総合計画は、4年ごとの見直しを行っておりますが、今年度は今次最後の見直しを行い、平成32年度から4年間の計画体系を整理します。これにあわせ、ニセコ町が有する総合計画以外の各種計画の整理・体系化作業を行います。

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を進めていくためには、住民自治の視点から事務事業や財政の見える化を絶えず行い、整理・再構築をしていく必要があります。今後も引き続き、各種の事務事業の検証を行いながら、長期的な視点に立ち将来のまちづくりを展望した行財政運営を進めていきます。

さらに、自主財源の確保も極めて重要な課題であり、観光や環境に充当する新たな「目的税」について、観光振興計画や環境モデル都市アクションプランとの整合性を図りつつ、制度設計の熟度を上げていきます。特に経済活動と関連する地域の低炭素化については、本町の中心的な施策であり、これらの環境施策の安定的財源として充当できる観光目的税は本町のリゾートとしての価値を高める大きな可能性を秘めているものと考えております。今後、多くの意見をいただく中から具体的な制度としていく所存でありますので、ご協力をお願いいたします。

ふるさとづくり寄附制度につきましては、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く図るとともに、地域にとって有用な事業展開について、節度を持って運用していきます。

(2) 自治創生の推進

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として平成27年度に策定した「ニセコ町自治創生総合戦略」に基づき、町民の皆様や関係機関との連携により、事業の実施や効果のフォローアップなど、計画最終年度となる「自治創生の実践」を進めます。

(3) 計画的な公共施設管理

各公共施設の維持管理等に関しては、平成28年に策定した「公共施設等総合管理計画」及び公営住宅や道路・橋梁、上下水道などの個別施設計画に基づき、計画的な維持修繕、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直し廃止等、適切なマネジメントの実施に努めます。また、町が保有する資産については、売却や貸し付け等の有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。また、「ライフサイクルコスト」を重視した発想への転換を図り、国の諸制度を最大限活用しつつ、将来を見据えた社会基盤の整備を進めていきます。

(4) 広域行政の推進

広域行政の推進については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険に関する事務が後志広域連合で行われており、今後も引き続き広域事務を推進します。

また、羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合の共通経費の負担が毎年増加している現状から、関係町村とも協議しながら本町負担の軽減につながるよう対策を講じていきます。

以上、平成31年度の町政執行に対する基本的な方針を申し上げましたが、本年度もこれまでと同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「資源の循環、エネルギーの循環、地域経済の循環」という、ニセコ町が将来にわたって自立していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコ」づくりに努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、平成31年度の町政執行方針といたします。

なお、事業の詳細については、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」をごらんいただきますようお願い申し上げます。

次ページに各会計予算の額について記載をさせていただいております。

以上平成31年度町政執行方針を終わらせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） これをもって平成31年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時58分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 平成31年度教育行政執行方針

○議長（高橋 守君） 日程第6、平成31年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） それでは、午前中に引き続きよろしく願いいたします。

私のほうから平成31年度教育行政執行方針について説明申し上げますが、いつものように概要版も作成しておりますので、今後の参考にしていただければありがたいかなと思います。

それでは、資料のほうを開いていただきまして、よろしく願いいたします。

平成31年ニセコ町教育行政執行方針。

平成31年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について説明いたします。町議会議員並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

人工知能（AI）を初めとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、社会が大きく変化している今日、未来に向け持続可能な社会を構築していくためのつくり手を育成することが重要な教育課題となっております。

2020年度から本格実施される新学習指導要領では、地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を確実に育むために、教科横断的な視点に立った「カリキュラム・マネジメント」の確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現を両輪として機能させることが求められております。

本町におきましては、「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の理念及び具体的施策に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携を図る中、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

その推進の重点として、まず①に「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、未来を担う子どもたちに豊かな学びの体験機会の拡充に取り組みます。

町内全ての学校、幼児センターがコミュニティ・スクールとして、地域の自然や人材など豊富な教育資源を活用した体験活動や、子どもたちの主体的態度やコミュニケーション能力の向上を目指した英語学習の充実に取り組みます。

②として「学校における働き方改革」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支え、育てていく体制の充実を図ります。

教職員の勤務環境の整備や家庭教育、地域との協働活動への支援を進め、学校内外の教育の質の

向上を図ります。

以下、平成31年度の主な施策について申し上げます。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

近年、少子化や核家族化の進行とともに、地域とのつながりを上手にとれないなど、子育てを取り巻く環境が変化し、孤独感・不安感の増大から親が負担感を抱いている家庭が増加しています。地域子育て支援センターでは、このような負担感を緩和できるよう、乳幼児と保護者の交流や子育てについての情報提供、保健師や栄養士による相談、助言などの取り組みを充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

また、一時保育や休日保育のほか、子育て支援に関する講習や親がリフレッシュできる講座内容の充実、来訪しやすい環境づくりなど、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てができる場の提供を進めます。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育及び保育は、遊びや生活を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう人間性等」学びの基礎となる経験を育てます。この幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、子どもにたくさんの学びや発達を促していけるよう、発達段階に応じて、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、自然の中や戸外で遊べる環境を見直し、伸び伸びと遊べる環境の充実、家庭、地域との連携を大切にしたコミュニティ・スクールの取り組みのほか、外部講師による職員の資質能力の向上を目指した園内研修を計画的に実施し、教育及び保育の一層の充実に努めます。

ニセコスタイルの一貫教育と連動した施策として、園児が英語に触れる機会を継続的に設けます。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続など学びの連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取り組みを進めます。

順次教科となった小中学校における道徳教育に取り組むほか、健康教育においては、児童生徒の健やかな体を育てる教育環境の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。このほか、幼児センターにおけるフッ化物洗口など、歯・口腔の健康づくりの取り組みを継続します。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育

てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

このほか、児童生徒数や学級数の増加に対応するため、設備等を計画的に充実するとともに、学校と連携しアレルギー対応に係る検討を進めます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。PTA活動における家庭教育学級の実施などを通して、家庭と学校がより連携を深め、健康で明るい家庭生活を営むための交流学習の機会や子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解とその改善のための取り組みに対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成員として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取り組みを一層進めます。職場体験や現場実習による生き方(キャリア)教育、外部人材による特別授業などのほか、コミュニティ・スクールの取り組みと連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの一貫教育推進

9年間の一貫した教育方針や目標を設けていく小中一貫教育を中心に、幼児センターや各学校が連携した特色ある教育の実践に努めます。来年度の小学校での外国語科・外国語活動の必修化に向け、昨年と同様、小学校全学年で外国語活動(英語)の授業時数を必修化と同水準に設けるなどの取り組みを継続します。これを中心に、昨年策定した「ニセコ町英語教育推進プラン」のもと、外国語指導助手(ALT)等の人材活用により、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実を進めます。また、地域の教育資源を生かしたふるさと学習「ニセコ学」の実践とカリキュラム作成による体系化に継続して取り組みます。

このほか、中学校において本年度から「特別の教科 道徳」が導入されるなど、学習指導要領を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に努めます。授業においては、チームティーチング(TT)や習熟度別指導、アクティブ・ラーニング(児童生徒の能動的学習)などの多様な指導方法に取り組みます。また、教育委員会に配置するスクールコーディネーターにより、学校での指導方法などに係る支援を行い、「ニセコスタイルの教育」確立を進めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組みます。

また、特別支援講師の配置による通常学級での学習支援や「ことばとまなびの教室」への通級指導支援などを引き続き進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校教育においては、本町の自然環境や人材、まちづくりの取り組みなど豊富な教育資源を生かし、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育てる教育の充実に取り組みます。

その根幹をなす取り組みとして、学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールについて活動を引き続き展開します。

本年度は、活動計画（目標）の「ニセコ・アクションプラン」について、コミュニティ・スクール委員会に設けた部会の活動を活発化させながら、学校経営や教育内容への効果的な反映を図ってまいります。また、各学校においても、保護者やコミュニティ・スクール委員などとの連携をより充実するほか、「学校便り」、学校ブログ（学校ホームページ）、ラジオニセコなどを通じ、情報発信、授業公開や地域と連携した学校行事運営を進めます。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、町立高校として地域との密接な連携のもと、生徒や保護者、町民から信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに取り組みます。緑地観光科として魅力ある教育課程の編成と実施を基本に、町内外の事業者や大学、海外協定先であるマレーシアY T Lホテルズなどとの連携を一層図るなど、教育内容の魅力を高める取り組みを進めます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

本町の大きな課題である学校の将来的な振興、発展については、中学校との連携など生徒募集に直結する具体策を講じながら対策に努めます。また、耐震改修工事を終えた屋内体育館について、一般利用事業（町民夜間理用）を開始します。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒を取り巻く諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携し、教育相談や生徒指導に係る学校の取り組みを支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取り組みをコミュニティ・スクールの取り組みと連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は、児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取り組みを担う立場でもあることから、教育公務員としての適切な服務管理のもと、一人一人の資質や能力が向上し、本町の教育振興に資するものとなるよう努めます。本年度から「ニセコスタイルの教育の日」を設け、町内教職員がともに研修に取り組むとともに、コミュニティ・スクールなど町全体

での取り組みへ教職員が主体的に参画する仕組みを確立してまいります。

務管理の面からは、昨年策定した「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の設定のほか、新たにストレスチェックの実施によりメンタルヘルス対策に取り組みます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、みずからの安全はみずから守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路点検などの安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。引き続き、安全第一の運行に努めるとともに、本年度は一部路線で運行車両を大型化します。

(2) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、また、児童生徒数増加への対応のため、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。近藤小学校の屋内体育館について、昨年度行った実施設計をもとに、老朽化に伴う改修工事を本年度実施します。このほか、各学校施設の修繕や教職員住宅の計画的な営繕を進めます。

備品類の整備では、次期学習指導要領における教育内容の一つである情報活用能力の育成に向け、本年度、ニセコ小学校及びニセコ中学校にタブレット端末を導入するとともに、来年度にかけて校内の無線通信環境の整備を進めます。

また、各学校に配置の教職員用ノートパソコンの更新もあわせて行います。このほか、各学校において必要とされる教材等の整備を進めます。

(3) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロール（行政への住民意思反映）の仕組みを基本とする教育委員会の運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。近年、子どもの人数増加への対応など町独自の課題を初め、各般にわたり教育を取り巻く課題がふえています。教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めてまいります。

学校教育法に基づく就学援助制度の運用について、本年度就学援助費支給認定における経済力判定の目安である認定倍率の引き上げ及び新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、具体的な検討、準備を進めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

第6期社会教育中期計画（5カ年最終年次）に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進してまいります。

子育て支援では、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）として、引き続き「ニセコこども館」において、学童保育事業と連携しながら放課後子ども教室を開設します。学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みにより、子どもの社会性や自主性、創造性を育みます。

高齢者の健康では、長寿社会の進展に伴い、仲間づくりや学習を通して、高齢者が生きがいと社会的な役割を実感し、心身ともに充実した社会生活を送ることができるよう、「寿大学」を引き続き開講します。寿大学学習会では、健康づくりを柱とした交流の機会を提供するとともに、趣味や教養の幅を広げ、生活の一助となるよう内容の充実に努めます。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元あるいは現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、一層の学習機会の提供や学習成果を活用、紹介する場の充実を図ります。

（2）生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、引き続き、ニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

本年度、子どもの学びの体験機会の拡充として、新たに児童がふるさとの自然に触れ、またアウトドア体験活動を通して体力増進を図るための事業をスポーツ推進委員並びに地域の方の協力を得て実施します。児童生徒がスキーやスノーボードなどのウインタースポーツを身近に親しむことができる、「スキーのまちニセコ」ならではの環境整備と支援を行うため、スキーリフト券助成事業を町内スキー場の協力を得ながら継続します。また、幼児用スキーの貸し出し事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初めてのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。このほか、小学1年生の水泳教室、ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的に、運動公園開幕スポーツ大会を初め、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため町長杯スポーツ大会の開催を支援してまいります。このほか、ニセコマラソンフェスティバルについて、本年度も安全面の確保や運営面の工夫に努めながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体の運営や、スポーツ少年団への支援を行い、地域に密着したスポーツ活動の推進と指導者の育成に努めてまいります。

町として、現在取り組みを進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、子どもたちの夢や希望を持つ心を育むとともに、オリンピックレガシーとして町の発展につながる活動に取り組みます。

（3）生涯学習・スポーツ施設の充実

各施設が所管する整備等の構想に基づき、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設の整備に順次取り組みます。

有島記念館の設備面においては、特別展示室等の改修計画を具体化し、文化・芸術施設としての機能並びにクオリティーの向上を目指します。また、有島記念館周辺の良好な環境の維持や活用について、引き続き検討を進めてまいります。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担、連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開します。子ども向けの施策では、小中高校生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催し、子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養います。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画（平成30年度から5カ年）に基づき、活動拠点である「あそぶっく」を中心として、日常的に楽しく、身近に読書ができる環境づくりを進めます。この中では、指定管理者と連携し、町民の「あそぶっく」利用の一層の促進、施設運営に関する必要な支援に取り組めます。

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、学校活動における「あそぶっく」の利用をさらに進めるとともに、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書館の有効利用を図ってまいります。学校図書館支援員の継続配置による学校図書館の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議など、「あそぶっく」、学校、教育委員会が連携し、町全体での読書環境充実と読書習慣定着を図ります。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、ニセコ町ゆかりの作家有島武郎が所有し、後に解放した「有島農場」の足跡や有島の文学を紹介する施設です。それとともに、町唯一の博物館施設として、ニセコ町ゆかりの歴史資料の収集など郷土博物館機能の強化とその資料を活用した展示等の開催、有島の若手芸術振興の精神を継承した美術展や音楽事業の開催により、来館者数は増加傾向にあります。

しかし、有島武郎の認知度が依然低い現状にあるため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などとの連携を深め、認知度と理解を得るための取り組みを進めます。

さらに、ニセコ町を含む北海道の豊かな風土の魅力を描く、張り絵作家藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を開催し、外国人を含めた来館者の一層の増加に努めるほか、同氏の協力を得て、子どもや町民を対象とした張り絵教室などを実施します。それらを通してニセコ町の美しい風景を再確認し、ふるさとニセコ町に誇りを持つことができるような活動を展開します。

9 多文化共生の推進

本町は、国内外から移住した人も多く、教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要

です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業を実施、支援してまいります。

国際理解、多文化理解の視点では、放課後子ども教室での国際交流員による英会話をより身近にするための体験カリキュラムや寿大学での学習会など、幼年者から高齢者まで幅広い年代を対象に多文化に触れる機会を提供します。また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童との触れ合いなど、交流の場の企画に努めます。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り、理解する」機会を引き続き提供します。本年度は、鹿児島県薩摩川内市への「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市の児童生徒受け入れなどの交流事業を実施します。また、滋賀県高島市マキノ地区との町民による交流への支援などを行います。

以上、平成31年度教育行政執行に関する方針を述べましたが、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題へ積極対処していく所存でございます。本年度も教育行政の推進に特段のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって平成31年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（高橋 守君） 日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしく願いいたします。日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

こちらの横長の議案をごらんいただきたいというふうに思います。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページには平成31年2月13日付での専決処分書をつけております。

5ページをお開きください。平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,328万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページに、歳出を7ページに載せてございます。

続きまして、8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

9ページの歳出をごらんください。今回の補正額104万1,000円の財源については、全て一般財源となっております。

先に、歳出よりご説明をいたします。11ページをお開きください。2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、11節需用費の修繕料で104万1,000円の計上です。こちらは、平成31年1月25日に職員運転による公用車の事故が発生し、税務課所管公用車が損傷したため、早急に対応する必要があらることから、修繕に係る必要経費について専決処分による補正を行っております。

事故の詳細でございますけれども、平成31年1月25日午後7時ごろ、公用車で札幌市へ公務出張中の職員2名が札幌市からの帰路、駐車場から国道へ右折進入する際、右側から来ていた直進車に気づかず発信したため、直進車が公用車の運転席側後部扉に衝突、その勢いで公用車は右回りに反転し、センターラインを越え、対向車線に進入し、対向車線を走行していた直進車が進入をよけ切れず、公用車の運転席側テールランプに衝突をいたしました。最初に衝突した車は運転手のみ乗車しており、腕の痛みにより診断書の提出がありまして、人身事故として処理されております。2台目の衝突車も運転手のみの乗車をしており、けがはありませんでした。公用車の運転手職員は、捻挫、打撲により1週間の加療を要する診断書が出ております。また、同乗者にはけがはありません。車修理代等は示談成立後に支払うこととなりますが、損害額は議決事項として今後の議会で提案をさせていただきます。

なお、今回の事故を受けまして、職員の賞罰及び賠償審査委員会を開催し、公用車を運転していた職員に厳重注意処分、また監督者として同乗していた職員並びに担当課長に対し注意処分を行ってございます。公用車のみならず、私用車の安全運転につきましてはさらなる徹底を図っていききたいというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

次に、10ページ、歳入でございます。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を104万1,000円増額補正するものでございます。

なお、専決処分に係る本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては別冊の補正予算資料のナンバー1をごらんいただきたいと思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） この事故は、こちら側に不注意のミスがあったのかどうかということ。それから、どうも最近見ていると事故による車の損傷とかあるのですけれども、気になるのは業務多忙とか、そういうようなことで事故を起こすようなことがあるのではないかとこのことを心配するのですけれども、その2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在運転していた職員並びに相手の運転手も交えて警察署で事情聴取を受けております。最終的には、今保険会社のほうも入って過失割合含めて今後の状況というか、損害賠償の額等も決定していておりますけれども、先ほどご説明しましたとおり、こちら側の公用車が対向車線に出るときに直進車を不注意で見落とししたということですので、割合としてはこちらの公用車のほうが悪い状況という形で捉えております。最終的決定は今後決定することになります。

また、ご指摘のとおり、昨年度を含めまして職員等によります事故が少しふえてございます。今後、特に今回も冬の事故でございますので、例えば冬場は公用車の運転につきましても、札幌等につきましてもなかなか今JR、バス等も本数が少なくて難しいところありますけれども、公共交通機関での移動ですとか、それらも含めまして検討してまいりたいと思っておりますし、注意喚起はさらに職員のほうに徹底をしていきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

ご心配いただきましてありがとうございます。札幌出張ですから日帰りの出張ですので、今回職員2名で行動している中で、どちらかというと係長と職員でしたので若手の職員が運転しておりましたけれども、その辺の運転技術を含めまして今後の対応をしていきたいと思っておりますが、疲れがなかったかということ、札幌往復ですので、その辺は十分出張の度合い等を含めまして業務の改善も少し検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 疲れに関しては、その出張の疲れという意味ではなくて、業務全体の中で今役場の職員の方皆さん忙しいですから、いろんなそういう仕事がある中で、出張なり、車に乗るときというのはちょっとしたミスとかが出やすいものですから、そういう意味での注意を喚起したいということで述べました。答弁は要りません。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

◎日程第8 議案第1号から日程第26 議案第19号

○議長（高橋 守君） 日程第8、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件から日程第26、議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件までの19件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、きょうからあすにかけて、少し長くなりますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず日程第8、議案第1号 指定管理者の指定についてでございます。

議案の2ページをごらんください。議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字中央通60番地2外10筆、名称、ニセコ中央倉庫群。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、虻田郡ニセコ町字近藤741番地77、名称、株式会社住まいるニセコ、代表者、代表取締役、近藤信勝。

3、指定する期間、平成31年（2019年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

ニセコ中央倉庫群につきましては、平成28年4月から平成31年3月までの3年間、議会のご承認をいただき、特定非営利活動法人ニセコ倉庫邑を指定管理者に指定し、民間活力を導入して、町民や観光客、来訪者などが交流し、気軽にくつろげる休息の場として、またニセコ町の地域振興と産業活性化に資する施設としてその管理運営をお願いしてまいりました。このたび3月末日をもって指定管理の期間が切れることから、改めて指定管理者選定委員会のご意見をもとにニセコ町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、民間活力の導入による活発な活用を目指し、指定管理者の公募を行いました。公募の結果、1社から応募があり、2月25日に指定管理者選定委員会を開催し、審議を行っていただき、利用者へのサービス向上、施設の有効活用と維持管理について相応の能力を有しているものと選定した旨の答申をいただきました。これにより、今回新たにニセコ中央倉庫群の指定管理者として株式会社住まいるニセコを指定することとし、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社住まいるニセコの代表者、近藤信勝氏は、昨年3月に地域おこし協力隊を終了いたしました。協力隊に在籍中の平成28年7月29日に当社を株式会社として設立し、本町や倶知安町において物件管理や清掃業務などを手がけてまいりました。現在は一人会社ですが、既に2年前からは中央倉庫群の清掃、除雪、メンテナンスにかかわっておりまして、管理業務については適任

と考えております。また、これまでの活動の中で地域住民の信頼も厚く、これまでより一層住民や子育て世代、来訪者に愛され、活用される倉庫群の活用を目指しており、その意欲と実践にご期待を申し上げるところでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、日程第9、議案第2号 財産の処分について説明をいたします。

議案の4ページをお開きください。議案第2号 財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり財産を処分するため議会の議決を求める。

記、1、処分する財産、土地、所在地、字羊蹄4番1、地目、原野、面積3万7,848平米、処分予定面積、同じく3万7,848平米、次に字羊蹄5番、地目、山林、面積並びに処分予定面積は6,575平米、次に字羊蹄7番、地目、山林、面積並びに処分予定面積は12万617平米、合計で面積並びに処分予定面積は16万5,040平米です。

2、処分予定価格、2,079万5,040円。

3、契約の相手方、東京都渋谷区代官山町8-13、代官山ハマダビル、株式会社ルピシア代表取締役会長、水口博喜。

4、処分の理由、株式会社ルピシアの食品工場及び附帯設備建設用地として活用するため。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

少し詳しく説明をいたします。原野と山林から成る当地につきましては、某会社が会社清算時に手放す土地を当時のさまざまな状況を鑑み、乱開発防止の観点から平成12年1月にニセコ町土地開発基金により先行取得した土地でございます。このたび既に本町に拠点を設け、多額の投資のもとに食品加工施設等を運営している株式会社ルピシアに売却をするべく、議会の議決を求めるものでございます。株式会社ルピシアは、グループ会社全体で社員約1,300人、昨年の総売上高は約133億円の優良企業で、ご存じのように紅茶の販売を初め、食品加工販売など食品に関する多岐にわたるビジネスを展開しております。本町においては、平成17年7月に宇曽我の保養所建設に始まり、これまで平成28年11月の食品工場建設、翌年の従業員宿舍の建築など、既に多くの投資による環境整備を行い、地域産品の商品開発、地元農産物の積極的な契約販売など、地域振興につながる仕事を精力的に進めていただいております。昨年野菜などの食品加工を主とする株式会社ルピシアグルマンが本社をニセコ町元町に移転するとともに、社長以下40名の社員がニセコ町に居住いただいております。今回売買を予定する当地では、現行の食品加工工場と同規模の野菜茶の工場を建設するほか、ビール工場、ハーブ園、観光施設、社員寮の建設を予定しております。また、将来的には東京にある本社の一部機能移転も構想、検討されております。

ニセコ町の主産業は農業と観光でありまして、特に農業分野では以前から食品加工施設建設の要望が多くあります。しかしながら、これを行政が手がける場合多額の投資が予想され、同時に多様な販売ルートを持たないという、いわゆる出口戦略のなさが大きなリスクとなります。株式会社ルピシアは、全国に150店舗を有し、40万人のオンライン会員への月刊誌送付を行う企業でありまして、短い期間にもかかわらず、既に本町での実績も豊富で、産業振興の観点からぜひ当地を活用し、本

町のため大いにビジネス展開をしていただきたいと願うものでございます。今回の土地売買により、株式会社ルピシアの次の展開が本町の若者の働く場の確保はもちろん、本町の産業振興に、ひいてはニセコ町全体の発展につながるものと考えております。議員皆様のご理解をお願いいたします。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

議案の6ページをお開きください。議案第3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例。

ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

7ページをごらんください。提案理由でございます。読み上げます。役場組織及び業務の見直しに伴い、所掌する事務に変更が生じたため、本条例を提出するものです。

改正の内容につきまして別冊の新旧対照表により説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。新旧対照表の1ページになります。左側が現行で、右側が改正後の案となります。第1条、企画環境課の項、第5号中「緑の分権改革推進に関する事項」を「SDGs未来都市及び環境モデル都市に関する事項」に改め、同条、建設課の項、第7号の次に2号を加えます。まず、8号として公共施設整備の技術指導に関する事項、9号として役場庁舎の建設に関する事項となります。

それでは、7ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の8ページとなります。議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

9ページの下段をごらんください。提案理由でございます。読み上げます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において時間外労働の上限規制が導入され、国家公務員については人事院勧告により超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置が講じられたところである。そこで、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、必要な事項を規則へ委任する条文の整備を行うため、本条例を提出するものでございます。

こちらにも改正の内容について別冊の新旧対照表の2ページによりご説明をいたします。新旧対照表2ページでございます。第8条第2項の次に次の1項を加えて、第3項で、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

それでは、その規則で定めます時間外労働の上限規制を定める措置の概略でございますが、人事院規則では原則月45時間、年360時間を上限として設定しておりまして、他律的業務、例えば災害等の急を要する業務については今後その詳細を詰めていくこととなります。

議案9ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の10ページをお開きください。議案第5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにも改正の内容につきまして別冊の新旧対照表ともう一つ、別冊の資料というのがあります。こちらの資料の1ページの資料1で説明をいたしますので、まずは説明資料を見ていただきたいというふうに思います。第2回ニセコ町議会定例会説明資料という部分でございます。それでは、説明資料の1ページ、資料1でございます。ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要ということで、提案理由につきましては先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

改正概要ですが、まず①として、平成23年3月11日に発生をしました東日本大震災以降の災害において、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について兄弟姉妹を新たに追加されたことから、改正をいたします。

②として、災害援護資金の貸付利息は法律で3%に固定されていたものが平成31年4月1日以降に発生した災害については3%を超えない範囲で自治体が独自に設定できるようになったことから、改正をいたします。

3つ目に、災害援護資金の償還方法は政令の規定により年賦償還または半年賦償還のみでありましたが、平成31年4月1日以降に発生した災害については月賦償還が新たに追加されることから、改正をいたします。

4番目として、災害援護資金を借りる際は、政令の規定により保証人が必要でありましたが、平成31年4月1日以降に発生した災害からは規定が削除されますので、それ以降の保証人の有無については自治体が独自に判断することとなったことから、改正をいたします。

それでは、改正条例の個別条項の改正内容ですが……

(何事か声あり)

大変失礼いたしました。議案のほうで提案理由を説明するのを抜かしてしまいました。議案の11ペ

ージをごらんいただきたいというふうに思います。議案の11ページの下段でございます。今改正概要で説明した部分が要約されてございますが、提案理由として読み上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金支給範囲が兄弟姉妹に拡大されたこと、災害援護資金の貸し付けの際の利息が年3%以内で自治体において定めることに改正されたこと、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、災害援護資金の貸し付けの際に保証人を必要としていたが、この規定が削除されたこと、災害援護資金の償還方法に月賦償還が追加されたことから、所要の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。大変失礼いたしました。

これらを受けまして、今ほど説明いたしました改正の概要を1から4まで説明させていただきます。

それでは、説明資料の1ページの下段でございます。改正条例個別条項の改正内容ですが、こちらは新旧対照表の3ページもあわせてごらんいただきたいというふうに思います。まず、①として、第4条第1項に遺族の範囲について新たに兄弟姉妹を追加する規定を加えます。

②として、第14条に規定する貸付金の利息については3%以内とし、別に規則で定める規定といたします。それでは、規則で利息はどのようにするかという部分につきましては、現在のところ当面は無利子とし、経済情勢、物価上昇等を考慮して率を定めることにしたいというふうに考えてございます。町村独自で規定できる分については、当面は無利子としていきたいというふうに考えてございます。

③でございますが、第15条第1項に規定している貸付金の償還については、新たに月賦償還を追加してございます。

④といたしまして、第15条第3項に規定しております貸付金の申請の際の保証人について本町は不要としたこと、政令第8条の保証人の規定が削除されたことから、引用条文番号の整理を行っております。

それでは、議案の11ページに戻っていただきまして、議案の11ページの中段でございます。附則でございますが、第1条、施行期日では、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行いたします。

第2条の経過措置では、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害に係る災害弔慰金について適用し、第14条、これ利息の部分ですが、及び第15条第3項、保証人の部分ですが、この規定は平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するものとして、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるとしてございます。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第5号に関しては以上でございます。

日程第13、議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

議案の12ページをごらんいただきたいというふうに思います。議案第6号 ニセコ町国民健康保

險税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。読み上げます。13ページ下段のほうでございます。国民健康保険の保険税について負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引き上げ及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準を見直す必要があること。また、北海道から標準保険料率（納付金額）が示されたことにより、被保険者世帯への影響が緩やかになるように、標準保険料率を参考にしながら資産割の引き下げ及び後期高齢者支援金分の所得割額と均等割額の引き上げを行うため、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらも新旧対照表の4ページと先ほどの別冊資料の2ページから3ページにかけてで説明をいたしたいと思います。まずは、説明資料の2ページ、資料2という部分をごらんください。最初の提案理由については省略いたします。

次に、改正概要ですが、まず大きく2つございます。1つ目の黒丸ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日から施行となります。まず、①として、限度額の引き上げです。国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額、現行58万円を61万円に引き上げます。

②として、低所得者の国民健康保険税の軽減該当世帯を拡大するため、軽減判定所得の引き上げで、まず5割軽減の判定ですが、現行、基礎控除額33万円プラス加算額27万5,000円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数を改正後は加算額28万円に引き上げます。次に、2割軽減の判定ですが、現行、基礎控除額33万円プラス加算額50万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数を改正後は加算額を51万円に引き上げます。

次に、2つ目の黒丸、ニセコ町国民健康保険の独自の改正となります。③として、資産割の引き下げです。1つ目のぼつで、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率、現行100分の43.2を改正後は100分の21.6に引き下げます。次に、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率、現行100分の10.6を改正後は100分の5.3に引き下げをいたします。次に、国民健康保険の被保険者に係る介護納付金課税被保険者に係る資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率、現行100分の2.2を改正後は100分の1.1に引き下げを行います。

3ページになりますが、④として、後期高齢者支援金分の所得割額と均等割額の引き上げで、まずは国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる率、現行100分の2.1を改正後は100分の2.2に引き上げます。次に、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で、被保険者1人について現行5,600円を改正後は5,800円に引き上げを行います。

それでは、改正条例の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では4ページとなります。第2条第2項では、基礎課税額の上限額を規定しておりまして、58万円を61万円に改めます。その下に①に関する条項と書いてありますが、これは改正概要で説明した部分の該当箇所ということで①とし

て記載してございます。

次に、第4条では、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の43.2から100分の21.6に改めます。

第6条では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で基礎控除後の総所得金額等に乗ずる率を100分の2.1から100分の2.2に改めます。

第7条では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の10.6から100分の5.3に改めます。

第7条の2では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の被保険者均等割額において被保険者1人について5,600円から5,800円に改めます。

第9条では、介護納付金課税被保険者に係る資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の2.2から100分の1.1に改めます。

新旧対照表では5ページになりますが、第23条第1項、国民健康保険税の減額について規定をしております、減額後の基礎課税額の上限額58万円を61万円に改めます。

第23条第2号では、国民健康保険税の5割軽減の基準を規定しております、軽減基準額の加算額27万5,000円を28万円に改めます。

最後に、第23条第3号では、国民健康保険税の2割軽減の基準を規定しております、軽減基準額の加算額を50万円から51万円に改めます。

それでは、議案の13ページにお戻りください。議案の13ページの中段でございます。附則でございますが、第1項、施行期日では、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。ただし、第2条第2項及び第23条の改正規定は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日から施行いたします。なお、ここで政令第何号が空欄となっておりますが、国の政令番号が決定していませんので、現在のところ記載されてございません。

第2項、適用区分では、この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてございます。

13ページ下段になります。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加の状況等について記載をしてございます。(1)では、平成30年12月3日にニセコ町国民健康保険審議会にて審議をされてございます。(2)では、内容の公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第6号については以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例でございます。

議案では14ページをごらんいただきたいと思います。議案第7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例。

ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、15ページ下段をごらんください。提案理由でございます。読み上げます。農業集落排水事業は、施設利用者の使用料等で賄うことと定められており、今後施設の維持管理及び設備更新等を適正に行うため、排水施設使用料の種別、基本水量及び基本料金を変更すること。また、消費税法の改正により消費税率が10%に引き上げられることから、消費税相当額を料金に加算するため、本条例を提出するものでございます。

こちらの改正内容につきましても新旧対照表の6ページと説明資料の4ページで説明をいたします。まずは、説明資料の4ページをごらんください。提案理由でございますが、省略をいたします。

次に、改正概要でございますが、排水施設使用料は、これまで水道料金表の用途区分に準じて一般用、営業用に種別を設定しておりました。この後議案第11号で水道事業条例の一部改正によりまして水道料金表を改定をいたしまして、これまでの用途別の料金体系から口径別の料金体系へ変更するに伴いまして、排水施設使用料についても新しい水道料金表に準じた料金表への改正を行うものでございます。新しい水道料金表では、水道メーターの口径の大きさにより瞬時の使用能力に差があることから、口径ごとに基本料金に差を設けておりますが、各戸に設置されている汚水の排出管は口径や排水能力に差がないことから、新しい排水施設使用料金表は水道メーターの口径別の区分を設けず、普通用の1区分に統一しております。なお、平成32年1月請求分から新しい料金表で請求がされます。ただし、季節用の料金は平成32年4月1日から適用いたします。

それでは、新旧対照表では6ページになりますが、改正条例の個別条項の改正内容でございますが、第16条第1項では、季節用の料金規定を創設したことによる文言の整理となっております。

第16条第4項、こちらでは新しい料金体系のうち、季節用の料金算定の基準となる期間は1年であることから、6カ月未満の使用に対する算定方法を定めております。

その下、別表第1では、これまでの排水施設使用料の種別を改め、用途別の区分を廃止し、普通用に統一いたします。また、別荘等の使用の特性に対応する季節用を新設をいたします。基本料金、超過料金の水量、料金等については記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、15ページに戻っていただきまして、附則でございます。15ページの中ほどになります。第1条、施行期日、この条例は、平成31年11月1日から施行いたします。ただし、別表第1季節用に係る規定は、平成32年4月1日から施行いたします。

第2条の経過措置、こちらは平成31年11月に算定する使用料は、この条例による改正前の排水施設使用料の規定を適用しております。

13ページ下段にニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載しております。内容の公表、意見の受け付けを行いまして、意見については特にございませんでした。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

議案では16ページでございます。議案第8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例。

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、17ページの下段をお開きください。提案理由について説明をいたします。提案理由、消費税法の改正により消費税率が10%に引き上げられることから、消費税相当額を加算するため、本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきまして、こちらも新旧対照表の7ページをごらんください。新旧対照表7ページでございます。第54条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めます。

議案17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成31年10月1日から施行いたします。

17ページの下段、この条例に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

それでは次に、日程第16、議案第9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。

議案の18ページをごらんいただきたいと思います。議案第9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例。

ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページをごらんいただきたいと思います。19ページの下段で提案理由でございます。読み上げます。公共下水道事業は、施設利用者の使用料等で賄うことと定められており、今後施設の維持管理及び設備更新等を適正に行うため、下水道使用料の種別、基本水量及び基本料金を変更すること。また、消費税法の改正により消費税率が10%に引き上げられることから、消費税相当額を料金に加算するため、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらの改正内容につきまして新旧対照表では8ページになります。また、説明資料では5ページになりますので、まずは説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。資料の5ページ、資料4でございます。提案理由については省略をいたします。

改正概要ですが、下水道使用料はこれまで水道料金表の用途区分に準じて一般用、営業用、浴場用に種別を設定しておりました。このたび水道料金表を改定し、これまでの用途別の料金体系から口径別の料金体系へ変更することに伴い、下水道使用料についても新しい水道料金表に準じた料金表への改正を行うものであります。新しい水道料金表では、水道メーターの口径の大きさにより瞬時の使用能力に差があることから、口径ごとに基本料金に差を設けていますが、各戸に設置されている下水道の排出管は口径や排水能力に差がないことから、新しい下水道使用料金表は水道メーターの口径別の区分を設けず、普通用の1区分に統一しています。なお、平成32年1月請求分から新しい料金表で請求をされます。ただし、季節用の料金は平成32年4月1日から適用いたします。

それでは、新旧対照表では8ページになります。改正条例の個別条項の改正内容でございますが、第21条第1項では、季節用の料金規定を創設したことによる文言の整理となります。

第21条第4項では、新しい料金体系のうち、季節用の料金算定の基準となる期間は1年であることから、6カ月未満の利用者に対する算定方法を定めます。

別表第2、こちらはこれまでの下水道使用料の種別を改め、用途別の区分を廃止し、普通用に統一いたします。また、別荘等の使用の特性に対応する季節用を新設をいたします。基本料金、超過料金の水量、料金については記載のとおりでございますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

続いて、議案の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、19ページの中段になります。第1条、施行期日では、この条例は、平成31年11月1日から施行いたします。ただし、別表第2季節用に係る規定は、平成32年4月1日から施行いたします。

第2条の経過措置では、平成31年11月に算定する使用料は、この条例による改正前の下水道使用料の規定を適用いたします。

19ページの下段になります。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例でございます。

議案の20ページでございます。議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例。

ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

21ページをお開きください。下段に提案理由がございまして、読み上げます。消費税法の改正によりまして消費税率が10%に引き上げられることから、消費税相当額を加算するため、本条例を提出するものでございます。

それでは、新旧対照表の9ページをごらんください。新旧対照表の9ページ、第21条の第1項中「100分の108」を「100分の110」に改めます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成31年10月1日から施行いたします。

21ページの下段でございます。この条例に関する町民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第10号に関しては以上でございます。

それでは、日程第18、議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例でございます。

議案の22ページでございます。議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例。

ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

24ページの下段をごらんください。提案理由でございます。読み上げます。水道事業は、施設利用者の使用料等で賄うことと定められており、今後施設の維持管理及び設備更新等を適正に行うため、水道料金の用途、基本水量及び基本料金を変更すること。また、消費税法の改正により消費税率が10%に引き上げられることから、消費税相当額を料金に加算するため、本条例を提出するもの

でございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表では10ページからになります。また、別冊の資料では6ページになります。資料のほうでまずは説明をしたいというふうに思います。資料の6ページ、資料5というところがございます。上段は、改正概要と書いておりますが、ここは提案理由でございますので、省略をさせていただきます。

2段目の改正概要でございますが、水道料金表について、これまで使用の用途に応じて区分をしていた用途別の料金体系から設置している水道メーターの口径に応じて区分する口径別の料金体系に改正をいたします。なお、平成32年1月請求分から新しい料金で請求されます。ただし、改正前の臨時用の料金については平成32年3月31日まで適用され、改正後の季節用及び工事用の料金については平成32年4月1日から適用いたします。

それでは、改正条例の個別条項の改正内容でございます。新旧対照表では10ページとなります。まず、第23条の2では、これまで営農用の水道を利用していた使用者が新しい料金体系に移行すると超過料金単価が2倍以上となり、大きな負担増となります。そのため、大幅な負担増に対応するため激変緩和対策として営農者を対象に個別需給給水契約を創設し、3年ごとに段階的に超過料金を一般の水準に近づけていくことを規定をいたします。なお、個別需給給水契約は、別途契約に係る規定を定め、農業委員会で管理をしております農地台帳をベースに適用者を定める予定であります。

第24条では、新しい料金体系のうち、季節用の用途区分は1年を料金算定の期間とし、3月に一括算定することを規定をいたします。

第26条では、季節用の新設に伴い、年度の途中で使用の開始または中止があった際の取り扱いについて規定をいたします。季節用の料金算定の基準となる期間は1年であるため、6カ月未満の利用者に対する算定方法を定めます。

第27条では、これまで建築工事に係る一時的な使用と別荘など極めて短期間の使用に対する用途として臨時用が設定をされていましたが、建設工事等に限定するため、条文見出しの臨時使用を工事使用に改めます。

別表第2、こちらはこれまでの各用途の区分を廃止し、普通用の1区分に統一いたします。その中で、水道メーターの口径ごとに基本料金を区分します。また、別荘等の使用の特性に対応する季節用とこれまでは臨時用に区分されていた建築工事等での一時使用に対応する工事用を新設をいたします。別表で記載されております基本料金の基本水量、メーター口径、金額、超過料金の単位水量、金額等については、記載のとおりでございます。

なお、水道料金、下水道料金、農業集落排水事業料金の改定内容の詳細につきましては、政策案件説明会においてさらに詳しく説明をさせていただきます。

それでは、議案の24ページに戻っていただきまして、24ページの中段の附則でございますが、第1条、施行期日では、平成31年11月1日から施行いたします。ただし、別表第2季節用及び工事用の規定は、平成32年4月1日から施行いたします。

第2条、経過措置では、平成31年11月の定例日において算定した料金については、この条例によ

る改正前の水道料金表を適用いたします。ただし、臨時用の料金の規定については、平成32年3月31日まで適用いたします。

24ページの下段になります。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については2件ございました。意見の主な内容としましては、基本水量はこれまでの月10立米でよいのではないかに対しましては、単身高齢者など少量使用者への対応として使用実態に即した料金体系となるよう基本水量の見直しを行っている旨回答しております。また、料金区分の中で上昇率が高い層があり、料金区分と料金を見直してはどうかに対しましては、料金上昇負担分を可能な限り抑えている旨の説明をさせていただいております。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

この際、午後2時55分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時55分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をしてください。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

横長の議案の13ページをお開きください。横長議案の13ページでございます。議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,723万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が14ページに、歳出を15ページに載せてございます。

続きまして、16ページから19ページの第2表、第3表を後で説明いたしますので飛ばしていただきまして、20ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

21ページの歳出をごらんください。一番下の歳出合計、今回の補正額2億395万1,000円増額の財源内訳について、国、道支出金で9,710万7,000円の増、地方債では1億250万円の増、その他で3,183万7,000円の増、一般財源では2,749万3,000円減額の構成でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。33ページをお開きください。33ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目交通安全費において11節需用費の光熱水費では、電気料金単価の増加により電気料不足が見込まれるための補正でございます。

4目基金積立費において、平成32年度までの役場本庁舎・防災センターの整備を進めるに当たり、今後の財政負担に備えるため庁舎整備基金に積み立てを行うもので、庁舎建設基金積立金2,725万2,000円の計上です。ふるさとづくり基金積立金では、延べ178名の方より合計2,847万9,000円のご寄附を受け、当初予算との差し引き分の1,841万8,000円を計上するもので、それぞれの基金への積み立ての増額補正でございます。基金残高の推移と平成30年度増減については、別冊の補足資料の3ページをごらんください。こちらの補足資料と大きく書いた資料でございます。こちらの資料の3ページになります。基金残高の推移と平成30年度の増減の表でございます。この表の右から5列目、今回の積み立て額については、この後農業費で計上しております国営緊急農地再編整備事業基金の積立金1,000万円と合わせて5,567万3,000円となります。

続きまして、本表に戻っていただきまして、8目自治創生費、15目町民センター費については、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより、自治創生事業分の財源内訳について一般財源から地方債に300万円の充当変更となります。

次に、15目の町民センター費について……

(何事か声あり)

済みません。先ほどの表についてちょっと訂正がございますので、この後少し説明をさせていただきます。大変失礼いたしました。先ほどご説明いたしました補足資料でございますが、もう一度3ページをごらんいただきたいというふうに思います。今回訂正した部分でこちらの表が直っておりませんでしたので、もう一度説明をさせていただきます。表の右から5列目の今回の積み立て額につきまして、庁舎建設基金2,725万5,000円となっておりますが、ここが2,725万2,000円の誤りでございます。訂正させていただきます。申しわけございません。それによりまして、下の合計が5,567万円。5,567万3,000円とありますが、5,567万円となります。訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。これで本表のほうの積立金額と合う形になります。

続きまして、本表に戻ります。15目の町民センター費については、過疎債の追加同意があったことによりまして、西富地区町民センター建てかえ工事実施設計委託料の財源内訳につきまして一般財源から地方債に410万円の充当変更となります。

17目の職員給与費については、国営土地改良事業委託金の事業費確定に伴う増額により、財源内訳について一般財源から国、道支出金に32万4,000円の充当変更となります。

2項徴税费、2目賦課徴収費において19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金39万1,000円、本年10月より全国で運用が開始をされます地方税共通納税システムとの連携のため、本町の業務システムであります収納管理システム改修経費の負担金となります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費において3節の職員手当等では、課内の人員体制の減員により業務量が増加したため、時間外勤務手当14万9,000円の増額補正でございます。

34ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金では、後志広域連合負担金12万6,000円、こちらは介護保険予防事業費の町負担金が見込みより多かったことによる補正でございます。

35ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目の環境衛生費では、合併処理浄化槽整備事業への追加の起債充当により、環境衛生事業分の財源内訳について一般財源から地方債に20万円の充当変更となります。

2項の清掃費、2目塵芥処理費、13節の委託料では、羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理委託業務について、可燃ごみ処理量の1月末現在の排出量では昨年度実績と比較して約8%の増加となっており、当初見込みより増加となっているため、不足が見込まれる分について93万6,000円増額補正するものでございます。

36ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬の農業委員報酬では、農地利用最適化交付金に伴う事業計画承認による活動実績分の交付決定があったことから、条例に規定されている報酬額に計画日数で算出した分を補正するもので、75日分の7,000円で52万5,000円の増額補正となっております。

3目農業振興費、事務費の確定によりまして農業振興事業分の財源内訳について一般財源からその他財源に13万1,000円の充当変更となります。

6目の農地費、1節報酬で平成30年度の国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区における換地委員会が終了し、委員報酬が確定したため、換地委員報酬21万3,000円の減額計上でございます。また、13節の委託料においてもニセコ地区換地計画等作成委託業務の執行残確定に伴い、換地計画等作成業務委託料112万6,000円の減額計上です。19節の交付金で中心経営体農地集積促進事業交付金では、国営緊急農地再編整備事業において工事等によって発生する受益者の所得損失を緩和する農業経営高度化支援事業の対象面積が本年度実施予定の工事区域の見直し及び作付面積の確認を行ったところ、当初予定面積91.41ヘクタールから80.1ヘクタールへと確定し、対象面積が減少したことに伴いまして622万1,000円の減額補正計上でございます。25節積立金の国営緊急農地再編整備事業基金積立金では、先ほどもご説明いたしましたが、将来の町負担に備えることから1,000万円の増額補正でございます。

10目の農業経営基盤強化促進対策費、19節の補助金では、国の平成30年度補正予算により実施されます担い手確保・経営強化支援事業について予算内報があったことによる補正となります。本事業につきましては町が間接補助事業者となるため、歳入歳出同額の補正となります。なお、年度内にその支出が終わらない見込みであることから繰り越し事業、繰越明許費とするもので、内報額4,828万7,000円の計上でございます。こちらの詳細につきましては、お配りをしております別冊の

補正予算資料ナンバー2の1ページで担い手確保・経営強化支援事業の対象者ごとの事業内容、助成金等について記載をしております。1ページの真ん中から下の表が個人、法人を含めた6団体の事業の内容となっておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

続きまして、37ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費ですが、こちらは補足資料の2ページをごらんください。大きく補足資料と書かれた2ページでございます。こちらもおあわせてごらんいただきたいというふうに思います。まず、13節委託料では、綺羅乃湯の省エネルギー化改修工事実施設計業務委託料245万3,000円の計上でございます。こちらは、国の平成30年度補正予算で地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業というのがありまして、これらの情報提供がありまして、懸案でありました綺羅乃湯の改修に活用が見込めることから、綺羅乃湯へのコージェネレーション設置工事及び排湯タンク内の熱交換器設置工事の実施設計に係る経費として補正するものでございます。また、同じく、15節の工事請負費では、綺羅乃湯の施設改修工事9,654万7,000円、先ほどの委託料での実施設計を受けて、工事に係る経費を補正するもので、綺羅乃湯のコージェネレーション設置工事及び排湯タンク内の熱交換器設置工事で7,480万円、綺羅乃湯の窓開口部の断熱改修工事で190万円、同じく綺羅乃湯のLED照明の器具設置工事で1,984万7,000円の合計9,654万7,000円の計上となります。事業内容と事業効果について、先ほどの補足資料の2として事業内容及び効果ということで掲載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。委託料と工事費を合わせました9,900万円については、年度内にその支出が終わらない見込みであることから、こちらも繰り越し事業、繰越明許費とするものでございます。なお、ただいまの事業に対する歳入において、国庫補助金として4,944万3,000円、補助裏分については補正予算債の商工債として4,940万円を計上してございます。次に、本表のほうの19節になります。19節の補助金では、綺羅乃湯特別対策事業補助373万9,000円の計上です。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯に供給いたしております中央泉源について、泉源の損傷が激しいため温泉ポンプの更新ができなく、自噴している温泉を現在使用しております。供給の湯量、温度ともに低下しているところではありますが、このことから水道使用料、燃料費及び電気料がかさみ、指定管理者の経営を圧迫しておりますが、指定管理者による経営努力によりまして利用者に支障を来すことなく通常どおりの営業が確保されているところで、入館者数も行政報告で説明させていただきましたが、前年度比で大きく増加をしております。しかしながら、指定管理業務に想定されていない今回の不都合により光熱水費が増大していることから、その対応に対し補助を行うものでございます。

38ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、11節需用費の光熱水費では、ロードヒーティングの電気料が料金単価の増額により不足となるため、100万円を増額補正するものでございます。

6項下水道費、1目下水道整備費、28節繰出金では、公共下水道事業特別会計の減額に伴う繰出金15万5,000円の減額補正です。

39ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費では、過疎債のソフト分の追加同意があったことによりまして、教育総務費の教育諸費分の財源内訳について一般財源から地方債に1,200万円の充当変更となります。

4項高等学校費の2目定時制高等学校管理費では、過疎債の追加同意があったことにより、高等学校費の高校屋体耐震改修経費分の財源内訳について一般財源から地方債に760万円の充当変更となります。

3目の教育振興費では、こちらも過疎債のソフト分の追加同意があったことにより、高等学校教育振興経費分の財源内訳について一般財源から地方債に700万円の充当変更となります。

5項1目幼児センター費、11節需用費の光熱水費で10万4,000円、電気料金について単価の増額により不足が見込まれるための補正でございます。23節の補助金等返還金では、ニセコ在住の乳幼児が登園しております私立幼稚園施設に対して一時預かりの平成29年度分補助について、乳幼児の入退園及び保育の形態変更に伴う一時預かり利用者の減によりまして国庫補助金及び道補助金について返還が生じるため、2,000円の増額補正でございます。また、過疎債ソフト分の追加同意があったことによりまして、幼児センター運営経費分の財源内訳について一般財源から地方債に100万円の充当変更となります。さらに、幼児センター保育料の歳入計上に伴い、財源内訳について一般財源からその他に236万4,000円の充当変更となっております。

6項社会教育費、2目有島記念館費では、有島記念館で実施いたします地域振興事業に北海道の地域づくり総合交付金の交付内示があったため、財源内訳について一般財源から国、道支出金に170万円の充当変更となります。

7項保健体育費、3目給食センター費、11節需用費の燃料費では36万9,000円、こちらもボイラー燃料のA重油使用量が増加見込みとなったこと及び単価増によりまして不足が生じることから、補正をするものでございます。

4目の総合体育館費、11節需用費の燃料費117万7,000円、こちらも同じくボイラー運転時間の増加並びに単価の増によりまして予算に不足が生じる見込みとなったことから、補正するものでございます。

40ページになります。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費では、過疎債の追加同意があったことにより、平成30年7月の大雨により発生した公共土木施設災害について、こちらは町道北栄東通になりますが、その部分についての財源内訳について一般財源から地方債に30万円の充当変更となります。

41ページ、42ページについては、給与費明細書は後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

16ページにお戻りください。16ページ、第2表、繰越明許費でございます。繰越明許の対象として事業を新たに追加するものでございます。まず、6款農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業4,828万7,000円については、国の補正予算による国費補助の内報に応じた事業であり、平成30年度中に支出が終わらない見込みであることから、今回補正予算で計上した経費について次年度に繰り越しするものでございます。同じく、経営体育成支援事業71万円については、こちらは12月の議会で国の補正予算により災害支援者の国費補助に応じた事業でございますが、ハウスの営繕事業について平成30年度中に支出が終わらない見込みであることから、計上した経費について次年度に繰り越しするものでございます。7款商工費の綺羅乃湯改修事業9,900万円につきましても30年度中に支出

が終わらない見込みであることから、今回補正予算で計上した経費について次年度に繰り越すものでございます。なお、繰越明許費の説明については、別冊の補足資料の1ページにも繰越明許費についてということで記載してございますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

続きまして、歳入について説明をいたします。22ページをお開きください。歳入、22ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金、2節児童福祉費負担金では、3歳未満児の入所増及び途中入園の増に伴い、幼児センター保育料、長時間型について232万8,000円増額補正するものです。

23ページでは、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料、2節の幼児センター使用料では、途中入園の増に伴い、幼児センター保育料、短時間型3万6,000円を増額補正するものです。

24ページになります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金4,944万3,000円の増額補正で、こちらは歳出でも説明をさせていただきました国の補正予算で地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入促進事業により綺羅乃湯改修に活用できる見込みのため、補正するものでございます。

3項委託金、3目農林水産業費委託金、1節農業費委託金では、国営土地改良事業委託金の事業確定に伴い、32万4,000円を増額補正するものです。

25ページでは、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の農業委員会等活動促進事業交付金では52万5,000円の増額、強い農業づくり事業補助金4,828万7,000円は歳出でご説明いたしました担い手確保・経営強化支援事業分で、歳出と同額の補正計上です。次に、農業経営高度化促進事業補助金は、事業の確定により342万1,000円の減額補正となっております。

6目教育費道補助金、3節社会教育費補助金の地域づくり総合交付金170万円では、有島記念館で実施する地域の各種文化的資源を活用した地域振興事業に対して北海道の地域づくり総合交付金の交付内示があったため、補正するものです。

3項委託金、2目農林水産業費委託金、1節農業費委託金では、国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託金の事業費確定に伴い、24万9,000円の増額補正となります。

26ページになります。16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却収入において2,725万2,000円の増額補正となります。町有地の売り払いによる増額補正で、道道ニセコ停車場線沿線の2カ所、字富士見で445万3,000円、字本通で200万4,000円、さらに議案第2号で提案をしております字羊蹄の土地2,079万5,000円の合計2,725万2,000円となります。これらの収入については、歳出でも説明したとおり、庁舎建設基金に積み立てることとしております。

2目の物品売却収入、4節土砂売却収入において、国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区実施における町有地からの客土材の採取量及び購入費が確定したことに伴う347万2,000円の増額補正でございます。

27ページは、17款1項寄附金、2目指定寄附金、2節のふるさとづくり寄附金においては、延べ178名の方より2,847万9,000円の寄附を受け、当初予算との差し引き分1,841万8,000円の増額補正

で、こちらの収入について基金へ積み立てを行います。

28ページは、18款繰入金、1項基金繰入金、5目の地域福祉基金繰入金では、地域福祉基金の充当を予定しておりましたニセコハイツ特殊浴槽更新整備事業に当たり、起債が充当できる見込みとなったため、1,700万円減額補正するものです。

29ページでは、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、歳入歳出予算の収支均衡を図るため、前年度繰越金を2,447万9,000円減額補正となります。

30ページになります。20款諸収入、5項4目23節雑入の自動車事故共済金では、平成30年9月25日に発生した公用車の破損に対して自動車事故共済金車両保険を適用させることから、13万1,000円増額補正するものです。次に、中心経営体農地集積促進事業農業事業者負担分徴収金は、対象面積確定による280万円の減額補正です。

31ページになります。21款1項町債、1目総務債、1節総務管理債については、西富地区町民センターの建設工事について本年度の実施設計に係る費用に対し過疎債を充当できる運びとなったことから、起債額410万円の増額補正です。

2目衛生債、1節保健衛生債については、合併処理浄化槽整備補助金について当初見込みに比べて申し込み件数が増加したこと及び処理人槽が変更したため、補助金を増額補正しておりましたが、このたび財源として過疎債を充当できる運びとなったことから、起債額20万円の増額補正です。

4目商工債、1節商工債については、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業で起債額4,940万円の増額補正で、国の平成30年度補正によりまして綺羅乃湯改修に活用できる見込みのため、補助裏分の起債充当について補正するものでございます。

7目教育債、1節学校教育債については、ニセコ高校屋体耐震改修工事において実施設計で把握することが困難な追加工事の必要性が確認され、その対策に要する費用に対し過疎債を充当できる見込みとなったことから、起債額760万円の増額補正です。

8目の過疎地域自立促進特別事業債では、いわゆる過疎債ソフト分において限度額超過分の2次申請として上限額であります4,700万円を要望していたところ、2,300万円の配当見込みとなったことから、増額補正するものです。歳出で説明したとおり、追加配当額2,300万円を既存事業の財源として充当してございます。

9目の臨時財政対策債では、普通交付税の算定結果による臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う301万4,000円の減額の補正です。

10目の災害復旧債では、30年7月6日の大雨により発生した公共土木施設災害に新たに町道北栄東通についても災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、30万円の増額補正です。

11目の民生債では、32ページになりますが、老人福祉施設整備事業債として、ニセコハイツ特殊浴槽更新事業についてその財源として過疎債を充当できる見込みとなったため、1,790万円の増額補正でございます。

それでは、17ページにお戻りください。17ページ、第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました各起債の限度額の追加及び変更に関する補正を行うものでございます。追加では、西富地区町民センター整備事業については限度額410万円、その下、老人福祉施設整備事業

については限度額1,790万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。その下、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業については限度額4,940万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更として、合併処理浄化槽整備事業については変更前の限度額110万円を130万円に変更、18ページになりますが、ニセコ高校屋体耐震改修事業については変更前の限度額2億2,430万円を2億3,190万円に変更、過疎地域自立促進特別事業については変更前の限度額4,700万円を7,000万円に変更、臨時財政対策債については変更前の限度額1億1,400万円を1億1,098万6,000円に変更いたします。19ページ、公共土木施設単独災害復旧事業については、変更前の限度額1,460万円を1,490万円に変更となります。変更いたします5つの事業の変更後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

それから、43ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の45ページをお開きください。議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,971万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出を46ページ、47ページに載せてございます。

続きまして、48ページ、49ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を載せてございます。49ページの歳出をごらんください。今回の補正額15万5,000円減額の財源内訳は、全て一般財源となっております。

歳出から説明をいたしますので、51ページをお開きください。2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、11節需用費の光熱水費については、電気料金における燃料調整費及び再生可能エネルギー賦課金が値上がりしたため、不足分26万1,000円の増額補正となります。

52ページになります。3款建設改良費、1項1目建設改良費、13節委託料については、公共下水道事業許可変更設計業務委託料で入札執行残による41万6,000円の減額補正となります。

次に、歳入の50ページでございます。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、公共下水道会計の歳入歳出による収支均衡を図るため、一般会計繰入金15万5,000円の減額補正でございま

す。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

なお、本補正予算の各会計総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、補正予算資料ナンバー2、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、日程第21、議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算について説明をいたします。

ニセコ町各会計予算、この分厚い部分でございますが、これの1ページをお開きください。議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算。

平成31年度ニセコ町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8億円と定める。

平成31年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

最初に、31年度の予算の全体像でございますけれども、別冊の冊子で予算に関する参考資料というのがございます。こちらをごらんいただきたいというふうに思います。こちらの資料のまず1ページをごらんいただきたいと思います。平成31年度の各会計の予算総額は59億9,810万円でございます。前年度当初比5億9,960万円、率にして11.1%の増額です。なお、一般会計は53億5,000万円、前年当初比5億5,000万円、11.5%の増額でございます。一般会計においては大型の予算となっておりますが、新庁舎・防災センター整備事業が建設段階に進むほか、西富町民センター建てかえ工事、近藤小学校体育館改修工事が予算規模の大きな事業となっております。さらに、近年の継続した取り組みとなります子育て、教育環境の充実、これは主に不妊治療費の扶助、助産師産後ケア事業に加えて、新生児の聴覚検査扶助の創設などがございますが、これらを進めるほか、農業や観光の振興諸施策、道路、橋梁、公営住宅等の改修にも努めていくこととしてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。一般会計の歳入の概況ですけれども、表の右側で各歳入項目の予算構成比では、大型公共工事の実施状況に伴いまして15の国庫支出金、16の道支出金において割合が減少しているほか、22の町債においては割合が大きく増加してございます。一方、11の地方交付税では割合が減少しております。各歳入項目の予算額ですけれども、1の町税は、国内の景気動向や国、北海道の税収見込みをもとに近年の収入実績を考慮し、町民税で前年比3,007万

9,000円の増、固定資産税では家屋の増加と評価がえの影響も考慮の上、昨年比1,509万6,000円の増、軽自動車税、町たばこ税、入湯税でも増額を見込みまして、全体で前年度より4,817万4,000円増の対前年度比6.2%の増となっております。2の地方譲与税から7のゴルフ場利用税交付金、10の地方特例交付金、12の交通安全対策特別交付金については、前年度実績等をもとに算定しております。8の自動車取得税交付金と9の環境性能割交付金については、消費税の引き上げに伴い自動車取得税が廃止されること、また環境性能割が新たに創設されることから、前年度実績等をもとに算定しております。11の地方交付税のうち、普通交付税は町税が増税となる分の減額等を見込み、前年等諸費1,000万円の減額で計上しております。特別交付税については、地域おこし協力隊の増員やSDGs推進事業の実施により算定基準額が上がることから、前年度当初より3,100万円の増額を計上しております。総額としては、1.1%、2100万円の増となります。13の分担金及び負担金では、幼児センターにおいて他町村から受け入れる広域保育所入所者数の減などによりまして3%、111万3,000円の減。15の国庫支出金は、公共事業の減少や環境関連事業の減少などに伴いまして21.5%、7,770万6,000円の大幅な減となっております。16の道支出金は、青年就農給付金の減少や農業経営高度化促進事業の減少などに伴い6.4%、1,482万5,000円の減。18の寄附金では、ふるさとづくり寄附制度について1,200万円の寄附金を当初から見込んで計上しております。19の繰入金は、予算編成において可能な限りの歳入確保と投資的事業の優先順位づけなどによる歳出の見直しを図った上、ふるさとづくり寄附金の活用や庁舎建設に係る繰り入れなど7,130万円を含め、11.8%、4,660万1,000円の増となっております。21の諸収入は、中心経営体農地集積事業の減額など、総額としては1.4%、60万5,000円の減額となっております。22の町債は、西富地区町民センター整備事業、道の駅の機能向上改修事業、町道近藤七線通の改良舗装事業、ニセコアンベツ1号川改修事業、消防自動車整備事業などを新たに実施し、役場庁舎・防災センター整備事業や近藤小学校体育館改修事業、道路、橋梁、公営住宅の整備などの継続事業を進めます。今年度も投資的事業の優先順位づけを行い、事業バランスの調整を行っておりますが、新庁舎整備や近藤小学校体育館改修など大型事業の実施により90.6%、5億2,400万円の増という状況になってございます。

続きまして、13ページをお開きください。一般会計の歳出のほうでございまして。歳出の性質別の状況を掲載しておりますけれども、特徴といたしましては、人件費において職員数の増や人事院勧告による給与額の増、地域おこし協力隊の増員などから、対前年当初比4.9%、4,265万5,000円の増額となっております。上から2段目の扶助費については介護福祉サービス利用者の増などにより2.7%、682万3,000円の増、また公債費、借金の償還額ですけれども、近年の地方債借入額の計画的な調整による地方債残高の減少や借り入れ利率の低下によりまして4.7%、3,403万5,000円の減となっております。これら義務的経費と呼ばれるもの全体では、0.8%、1,544万3,000円の増ということになっております。物件費については、賃金では8.5%、928万9,000円の増、需用費では電気料や燃料単価の増などによりまして4.1%、731万円の増、委託料では中央地区スマートエネルギー活用調査事業を昨年度は実施をしており、今年度はSDGs推進事業や地域新電力会社の設立可能性調査の実施などの予定をしておりまして、差し引き7.1%、3,075万8,000円の減となっております。その他については、昨年度は土地開発基金の財産取得に係る経費を計上していたことによりまして

33.5%、9,455万4,000円の大幅な減となっております。次に、維持補修費については、除雪経費のほか、屋根や壁材などの予防的修繕も含めた各施設の修繕費用について継続的に予算を重点的に配当し、7.2%、1,483万7,000円の増。補助費等については、北海道自治体情報システム協議会、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合への負担金の増などによりまして9.6%、7,484万3,000円の増です。これらの要素によりまして、経常経費全体は56万5,000円の減となっております。

続きまして、普通建設費は、補助事業がニセコ高校体育館耐震改修工事の完了により26%、1億1,054万円の大幅な減、単独事業では新庁舎・防災センター整備事業が工事着手段階となり増額となりまして、また西富地区町民センターの建てかえ事業の実施などにより348.4%、6億3,687万5,000円の大幅増で、合計では86.7%、5億2,633万5,000円の増となります。

災害復旧費については、昨年度は過年度発生 of 災害復旧工事を計上していたため、昨年度に比べて減額。積立金では、ふるさとづくり基金へ1,000万円の新規の計上、こちらはふるさとづくり寄附制度の運用による寄附金1,200万円の歳入計上に伴い、同額の基金積み立て予算の計上でございます。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 議事の都合により、あらかじめ会議の時間を延長します。

◎日程第8 議案第1号から日程第26 議案第19号（続行）

○副町長（林 知己君） 次に、37ページをごらんいただきたいと思います。37ページは、基金の状況でございます。平成31年度の取り崩し額見込みでは、財源調整のため財政調整基金1億9,000万円、公共施設整備基金1億5,600万円、地域福祉基金2,500万円余りのほか、運用や制度によるルール分としてふるさとづくり基金1,600万円、庁舎建設基金5,530万円、土地開発基金も加えて、31年度予算一般会計で合計4億4,232万3,000円余りの基金の取り崩しを計上しております。これにより、基金残高としては10億3,851万7,000円余りとなることを予定しておりますけれども、これは当初予算上でありまして、予算の効果的な執行や財源の確保に努力いたしまして基金の取り崩しが最小限となるように執行したいと思っております。

なお、平成30年度当初予算においては5億5,000万円余りの基金取り崩しを予定しておりましたけれども、決算見込みでは土地開発基金、庁舎建設基金、ふるさとづくり基金において一部の基金を繰り入れ、財源充当することとし、一方で将来の負担に備え、国営農地再編整備基金や庁舎整備基金への積み立てをするとともに、お受けしたふるさとづくり寄附金の基金への積み立てを行い、基金総額としては減額を見込んでいたところでございます。実際の基金繰り入れにつきましては、今後の決算状況に応じながら調整を行い、最大限の減額を図ってまいります。

それでは、31年度予算の詳細について説明してまいりますけれども、新年度の当初予算ということですので、全部説明するのは時間的に足りませんので、新しい事業でありますとか大きな変更があったものを中心に説明をしてみたいと思います。なお、全体的に言えることでございますが、各施設の光熱水費の増減ですとか、時間外勤務手当の増減、公用車の車検整備の増減等の

経常的な経費については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、こちらの白い冊子の予算書に戻っていただきまして、2ページごらんいただきたいというふうに思います。まず、2ページは第1表、歳入歳出予算の歳入でございまして、4ページまで続いております。

5ページ、6ページが歳出でございます。

7ページから10ページ、第2表と第3表を飛ばしていただきまして、12ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

13ページの歳出の合計の一般財源ですけれども、予算合計額に対する割合は29年度は70.7%、30年度は64.2%余りでしたけれども、31年度は32億1,110万1,000円で、60%となっております。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたします。58ページをお開きください。58ページ、1款議会費については、前年度と比べて157万4,000円増の合計4,977万3,000円の計上となっております。増額の要因は、ことし4月30日で現在の議員は任期満了となり、5月1日から新しい議員構成になることにより、常任委員長を現在の2人から定数どおり3人に算定したことで議員報酬や議員の期末手当が変更したほか、新たに中央研修施設での議員研修の実施に要する経費などが増額となっております。3節の職員手当等では、期末手当の支給率改正とともに、議会構成の変更により常任委員長を定数どおりに算定したことにより60万4,000円の増。8節の報償費では、町の財政に関する勉強会の講師謝礼として22万3,000円の計上です。9節旅費中、特別旅費の35万9,000円の増については、中央研修施設での議員研修の実施に要する旅費、1人当たり10万円の5人分、50万円の増などによる分でございます。59ページの13節の委託料では、弁護士に議会運営調査を行う業務委託として議会運営調査委託料30万円の新規計上です。課題解決になお時間を要する場合は、補正予算等で追加対応する予定となっております。19節の負担金補助及び交付金では、46万7,000円の増です。隔年で行っております羊蹄山麓町村議会正副議長会の道外研修実施に伴う負担金41万2,000円の増が主な要因でございます。

60ページになります。2款総務費ですが、総額については前年度と比べて6億8,502万9,000円増の20億6,279万8,000円の計上となっております。大きくは、庁舎建設に伴う大幅な増となります。

1項総務管理費、1目一般管理費ですが、一般管理費総額で前年度と比べて855万5,000円増の8,194万7,000円でございます。61ページの上から2段目、需用費の印刷製本費でございますが、40万円を新たに計上してございます。これは、職員からの提案予算として計上しているもので、職員採用において幅広く優秀な人材を採用するために、職員募集のためのリーフレットを作成し、PRしようとするものでございます。また、62ページの14節使用料及び賃借料、2段目の会場使用料40万円は、職員採用に当たっての合同企業説明会の会場使用料となっております。61ページに戻っていただきまして、13節の委託料では、委託料の一番上です。図面等デジタル化業務委託料は、前年度比154万6,000円減の99万2,000円を計上しております。平成29年度から実施しております図面のデジタル化ですが、土木係と建築係の図面、設計図書のデジタル化を行い、今年度で全ての原図をデジタル化する予定であります。61ページの一番下、新たに統合型GISを導入し、町内の地図データの情報を共有化し、業務の効率化を図ってまいります。その業務委託料として235万4,000円を計上

しております。62ページの中段、18節の備品購入費でコンピューター機器備品としてパソコンの購入及びOSのアップグレードライセンスの購入等に係る経費として221万2,000円増の264万4,000円を計上しております。19節の下から3段目、北海道自治体情報システム協議会負担金ですが、健康カルテの連携システム、シンクライアント導入及びウィンドウズのサポート終了に伴うライセンスの更新の負担金等として前年度比250万1,000円増額の3,489万7,000円を計上です。63ページの上から4段目です。社会保障・税番号制度中間サーバー事務委託交付金では、前年度より221万9,000円増の359万1,000円を計上しております。

2目の自治振興費で386万6,000円の計上、大きな変動はございません。

3目交通安全費では、前年度と比べて48万7,000円増の合計614万9,000円の計上でございます。64ページの中ほど、15節の工事請負費ではLED街路灯設置工事で設置2基分と維持補修工事合わせて63万1,000円を計上しております。19節の一番下、街路灯設置事業補助では、町内会所有のLED街路灯設置補助で3基分、24万3,000円の計上です。

65ページの4目基金積立費では1,254万2,000円の計上です。25節積立金の下から2段目、ふるさとづくり基金積立金では前年度比200万1,000円増の1,200万4,000円の計上です。なお、庁舎建設基金積立金及び国営緊急農地再編整備事業基金への積み立てにつきましては、決算状況を踏まえつつ、必要額を補正予算により提案させていただき予定としております。

5目の文書広報費で前年度と比べて43万5,000円減の3,500万4,000円でございます。66ページになります。13節委託料の下から2段目です。コミュニティFM放送に係る経費ですが、平成24年度から放送を開始いたしましたコミュニティFM放送局の施設は引き続き公の施設として町が管理を行います。そのため、67ページの一番上、13節委託料では施設管理業務委託料269万8,000円、66ページの光熱水費などに90万4,000円を予算計上いたします。放送事業においても、引き続き株式会社ニセコリゾート観光協会が運営するラジオニセコ事業部において行います。放送事業につきましては、一昨年より補助金による支援から町から放送を依頼する情報を切り分け、委託業務とすることで委託経費の一部が地方交付税に算入できるようになっております。このため補助金と委託業務を切り分け、66ページの下から2段目、コミュニティFM公共情報番組制作放送業務委託料として1,308万円を計上しております。67ページの19節の下から2段目、コミュニティFM放送事業運営費補助は、先ほど説明した委託料との切り分けで、前年度比30万5,000円減の1,056万4,000円を計上しております。減額の理由としては、局長以外は新人社員であり、外部委託等による研修費用が多くかかっておりましたが、新人社員のスキル向上に伴い、研修費用の減額が主なものでございます。ラジオニセコに係る総額は、前年度と比べて7万9,000円減の2,782万8,000円としております。19節の一番下、北海道日本ハムファイターズ連携事業補助、前年より30万円減の120万円では、引き続き北海道日本ハムファイターズとのさまざまな連携事業を踏まえて、今後もニセコ後援会が主体となり、町も協力する中で交流と連携を図るためのイベント開催経費としてファイターズニセコ後援会への補助金の計上でございます。

67ページ下段の6目企画費において、前年度と比べて785万1,000円増の合計6,532万2,000円の計上でございます。地域の国際化に対応し、町民との国際的相互理解や友好親善を深め、海外への情

報発信を積極的に進めるため、日本語学能力の高い海外青年を国際交流員として現在中国、アイルランド、ドイツ、アメリカより4名を招致してございます。31年度においては、1名の交代がありますが、国際交流員の配置は引き続き4名を予定しております。国際交流員の受け入れに係る経費として、国際交流員の報酬や旅費等に係る経費合計として1,661万2,000円を計上するものです。なお、国際交流員に係る財源は交付税で措置をされます。次に、67ページの下から2段目、ふるさとづくり寄附について、ふるさとづくり寄附条例の一部改正により寄附の受け入れ選択肢の拡大を図りました。8節の報償費では、平成30年度の実績を踏まえ、ふるさとづくり寄附金返礼として80万円減の420万円を計上、68ページの12節の役務費では、ことしは平成34年度までを経過期間とする総合計画の最終見直しの年となり、住民満足度をはかるアンケート調査の通信費として24万5,000円分を新規で計上しております。13節の委託料では、ふるさとづくり寄附返礼業務委託料として新規に131万9,000円を計上しております。同じく13節では、町所有の光ファイバー網が適正に管理運営されるよう、13節から69ページの15節には保守委託料、共架料、光ケーブルを設置する工事費を合わせて対前年度比53万5,000円増の387万9,000円を計上してございます。ただし、当該光ファイバー網は民間事業者への譲渡を検討しておりまして、移管となった場合にラジオニセコの放送用通信を民間サービスに乗りかえることとなるため、14節の専用通信回線サービス使用料として199万1,000円、15節の工事請負費ではIRU設備の譲渡工事として492万8,000円をそれぞれ新規に計上しております。なお、昨年度計上しておりましたニセコ町の応援企業交流連携支援業務委託料については、今後も機会を捉えての情報交換を行います。70ページの中ほどになります。19節のバス路線維持費補助は、燃料及び人件費高騰により、前年度比60万3,000円増の381万6,000円を計上しております。ただし、特別交付税等の財源を勘案し、実質約12万円の負担増となります。その下、まちづくりサポート事業補助、綺羅街道植栽事業補助、ハロウィンカボチャによる中央地区活性化支援事業補助については、前年と同額を計上しております。19節の一番下、平成24年10月から運行を開始いたしましたデマンド交通であるにこっとBUS運営経費ですが、前年とほぼ同額の2,283万7,000円を計上しております。また、2つ上に、にこっとBUSを含む二次交通の適正な運行を図るため、ニセコ町地域公共交通活性化協議会を開催するための運営費補助として20万円を引き続き計上いたします。

7目の地域振興費では、地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上です。前年度から2,170万8,000円増の9,013万3,000円となり、財源は特別交付税で措置されます。71ページになります。地域おこし協力隊については、平成31年度は継続者が5名、新規採用者が16名の計21名分の予算を計上しております。内訳は、3年目隊員が1名、2年目が4名、1年目、新人が16名の予定です。配属先は、通年での応募状況によりますが、観光協会、ビュープラザ直売会、ラジオニセコ、ニセコワイナリー、ニセコフードコミッション企業組合、中央倉庫、農政課、建設課、企画環境課、保健福祉課、町民学習課、幼児センターを予定しております。主な経費の内訳は、報酬が3,600万円、協力隊活動旅費が124万1,000円、新規に協力隊活動調整募集支援を委託する委託料として242万6,000円、活動用自動車等借りに144万7,000円、隊員の研修費に600万円、隊員全員による共同活動費で100万円、家賃補助に1,970万1,000円、任期満了を迎える、または既に卒業した隊員の任期終了後の

定住を促進するため、1人100万円以内の起業化サポート補助金を3人分の300万円、これらを含め、全体で7,378万5,000円を計上しております。集落支援員事業は、平成31年度は10名の集落支援員が農政課、町民学習課、町民生活課、中央倉庫群で活動を予定しておりまして、活動予算を計上しております。ただし、うち1名の報酬についてはニセコ町資源保全推進会連合会より支払われております。主な経費内訳は、報酬が1,152万円、活動旅費9万8,000円、作業用消耗品、需用費が同じく9万8,000円、活動費補助として支援員の車借り上げ及び通信費として月額1万7,000円、住居費、月額7万5,000円または7万円以内で、合計では1,634万8,000円を計上しております。

71ページの下段、8目の自治創生費は、全体で前年度比1,723万3,000円増の4,276万円の計上です。ここでは、中央倉庫群の管理、移住対策を含めた自治……

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（高橋 守君） 本日はこれにて延会します。

なお、明日3月7日の議事日程は当日配付します。

本日はどうもご苦労さまでした。

延会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)

署 名 議 員 猪 狩 一 郎 (自 署)